

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

第4次安八郡障害者計画

令和3年度～令和8年度

令和3年3月

安八町

～ は じ め に ～

安八郡では、平成 26 年度に「第3次安八郡障害者計画（平成 27 年度～令和 2 年度）」を策定しました。この計画は、障害者基本法を根拠に、国の障害者基本計画及び岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえながら、安八郡各町における障がい者施策の基本方針を示しており、これをもとに各種障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、国では障がい者に対する差別的扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されたほか、岐阜県では障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現をめざして、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行されました。

こうした障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応するため、「第4次安八郡障害者計画（令和 3 年度～令和 8 年度）」を策定しました。この計画は、「誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり」を基本理念とし、これまでの施策の方向性を継続しながら共生社会の実現をめざして、3 町が広域的視点で知恵を出し合い、協力して策定に臨みました。

安八郡では同時に、「第6期安八郡障害福祉計画・第2期安八郡障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」を策定しました。この計画は、福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標に加え、障がい福祉サービス等、地域生活支援事業及び障がい児支援サービスにおける提供体制の整備に係る目標、必要とする提供サービスの見込量などを示しています。

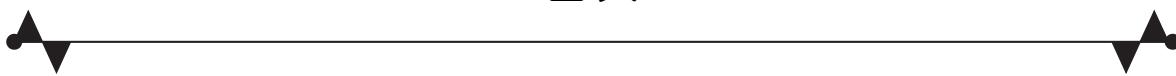
「第4次障害者計画」「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」はいずれも「安八郡障がい者自立支援協議会」においてご協議をいただきましたが、策定にあたり、3 町に在住の障がいのある方を対象にアンケート調査を実施し、障がい者やご家族のニーズや意向を把握するとともに、住民の皆様に広く計画に対するご意見をおうかがいしました。

結びに、本計画の策定に際して、熱心にご協議を賜りました自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただいた皆様、地域住民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

安八町長 堀 正

目次



第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
(1)	障がいのある人を取り巻く環境の変化	2
(2)	安八郡における取り組み	4
2	計画の性格	5
(1)	計画の位置付け	5
(2)	計画の範囲	5
3	計画の期間	6
4	ニーズ等の把握	7

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1	安八郡の人口と障がい者手帳等の所持者数	10
(1)	人口	10
(2)	障がい者手帳等の所持者数	11
2	障がいのある人の現状とニーズ	18
(1)	日常生活の現状とニーズ	18
(2)	外出等の状況	25
(3)	地域活動等の状況	30
(4)	就労・就学の現状とニーズ	35
(5)	差別や権利擁護の状況	42
(6)	今後の福祉の取り組み	46

第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	48
2	基本的視点	49
(1)	障がいのある人の権利の尊重	49
(2)	障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援	49
(3)	障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援	49
3	基本目標	50
(1)	安心して暮らせるまちづくりの推進	50
(2)	社会参加支援の充実	50
(3)	日常生活支援の充実	50
(4)	医療・保健・福祉の連携による支援の充実	51
4	施策体系	51

第4章 施策の基本方針

1 安心して暮らせるまちづくりの推進·····	54
(1) 理解の啓発と配慮の促進 ······	54
(2) 権利の擁護と虐待の防止 ······	55
(3) 人にやさしいまちづくりの推進 ······	56
(4) 情報提供の充実 ······	59
(5) 地域・ボランティア活動の促進 ······	59
(6) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策等） ······	60
2 社会参加支援の充実·····	61
(1) 療育・教育の充実 ······	61
(2) 就労の促進 ······	62
(3) スポーツや文化芸術活動の促進 ······	63
(4) 外出や移動の支援 ······	64
3 日常生活支援の充実·····	65
(1) 身近な相談支援体制の充実 ······	65
(2) 地域生活支援・サービスの充実 ······	66
(3) 施設入所者等へのサービスの質と居住環境の向上 ······	68
(4) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進 ······	69
4 医療・保健・福祉の連携による支援の充実·····	71
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実 ······	71
(2) 医療・リハビリテーションの充実 ······	71

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制·····	74
(1) 総合的な推進体制 ······	74
(2) 関係機関との連携支援体制 ······	74
2 進捗管理·····	75
(1) 障がいのある人の実態の把握 ······	75
(2) 施策の進捗の把握と見直し ······	75

第6章 資 料

1 計画策定の経過·····	78
2 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱·····	79
3 安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿·····	81

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、40年を迎えます。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

わが国においては、「完全参加と平等」をめざして障がいのある人に関する施策（以下「障がい者施策」といいます。）が進められる中、平成5（1993）年に、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障害者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年4月から義務づけられることとなりました。

障がいのある人に対する福祉サービスについては、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神に障がいのある人がサービスの対象になっていなかつたことなどから、これらの課題を解決するため、平成18（2006）年に「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」といいます。）が改正されるなど、障がいのある人の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えるました。

また、これを受け、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30年（2018）には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機をとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」といいます。）が施行されるなど、障がいのある人の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

(2) 安八郡における取り組み

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、安八郡（当初は墨俣町を含む4町）においては、平成10（1998）年の高齢者介護サービス体制整備支援事業による介護保険認定審査会を中心とした広域的な取り組みを基盤とし、障害程度区分認定審査会（現在は障害支援区分認定審査会。）を設置しました。

そのため、市町村障害者計画の策定にも各町で協力して取り組んでおり、平成19（2007）年4月からの市町村障害者計画の策定義務化以前の平成13（2001）年3月に「安八郡障害者計画」を4町で協力して策定しました。その後、墨俣町の大垣市への編入合併（平成18（2006）年3月）により見直しを行い、平成19（2007）年3月に平成26年度を終期とする「第2次安八郡障害者計画」を、平成27（2015）年3月には令和2年度を終期とする「第3次安八郡障害者計画」を3町で協力して策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

なお、平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、市町村における障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務化されたことから、障害者計画の福祉サービス分野における実施計画として、平成19（2007）年3月に「第1期安八郡障害福祉計画」、平成21（2009）年3月には「第2期安八郡障害福祉計画」、平成24（2012）年3月には「第3期安八郡障害福祉計画」、平成27（2015）年3月には「第4期安八郡障害福祉計画」を策定しました。平成29（2017）年3月には、「第5期安八郡障害福祉計画」とともに、平成28（2016）年の「児童福祉法」の施行に伴い、義務化された「第1期安八郡障害児福祉計画」を合わせて策定しています。

以上のような動向などを踏まえ、引き続き、障がい者施策の総合的な推進を図るため、「第4次安八郡障害者計画」を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画（第4次）や第3期岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、安八郡各町における障がい者施策の基本方針などを示す計画です。

なお、この計画は、安八郡各町の総合計画や地域福祉推進計画、健康増進計画、人権教育・啓発行動計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

(2) 計画の範囲

この計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者等です。

なお、この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が不可欠です。したがって、各町の町民のすべてが対象となります。

3 計画の期間

この計画の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画と障害児福祉計画とともに、総合的に策定や見直しが図られるよう、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

なお、この計画の福祉サービス分野における実施計画の性格を有する「第6期安八郡障害福祉計画・第2期安八郡障害児福祉計画」の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

図表1－1 計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国												
岐阜県	障害者基本計画（第3次） ※平成25年度～						障害者基本計画（第4次）					
安八郡	第1期障がい者 総合支援プラン ※第4期障害福祉計画含む	第2期障がい者 総合支援プラン ※第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画含む		第3期障がい者 総合支援プラン ※第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画含む								
	第3次障害者計画	第4次障害者計画										
	第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画								

4 ニーズの把握等

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和元（2019）年11月から12月に「安八郡障がい者福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）を実施しました。

図表1－2 実態調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率	
神戸町	身体障害者手帳（65歳未満）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	郵送配布・郵送回収	452 223 325	213 92 149	47.1% 41.3% 45.8%
輪之内町					
安八町					
合計		1,000	454	45.4%	

第2章

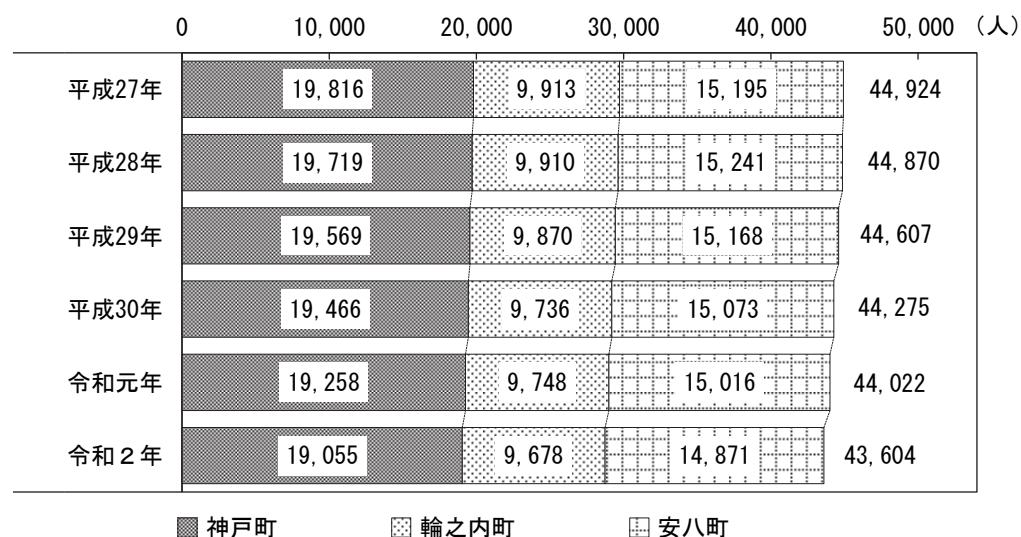
障がいのある人を
取り巻く現状と課題

1 安八郡の人口と障がい者手帳等の所持者数

(1) 人口

安八郡の人口は、令和2年4月1日現在、神戸町が19,055人、輪之内町が9,678人、安八町が14,871人の合計43,604人となっており、減少傾向にあります。

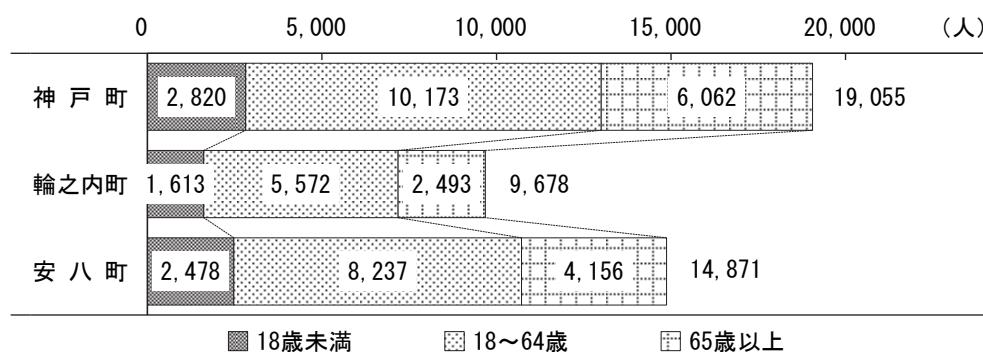
図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：各町住民基本台帳

令和2年4月1日現在の各町の人口を年齢階層別にみると、神戸町は18歳未満が2,820人（14.8%）、18歳以上65歳未満が10,173人（53.4%）、65歳以上が6,062人（31.8%）、輪之内町は18歳未満が1,613人（16.7%）、18歳以上65歳未満が5,572人（57.6%）、65歳以上が2,493人（25.7%）、安八町は18歳未満が2,478人（16.7%）、18歳以上65歳未満が8,237人（55.4%）、65歳以上が4,156人（27.9%）となっており、神戸町では65歳以上の割合が比較的高くなっています。

図表2-2 各町の年齢階層別人口（令和2年4月1日現在）



資料：各町住民基本台帳

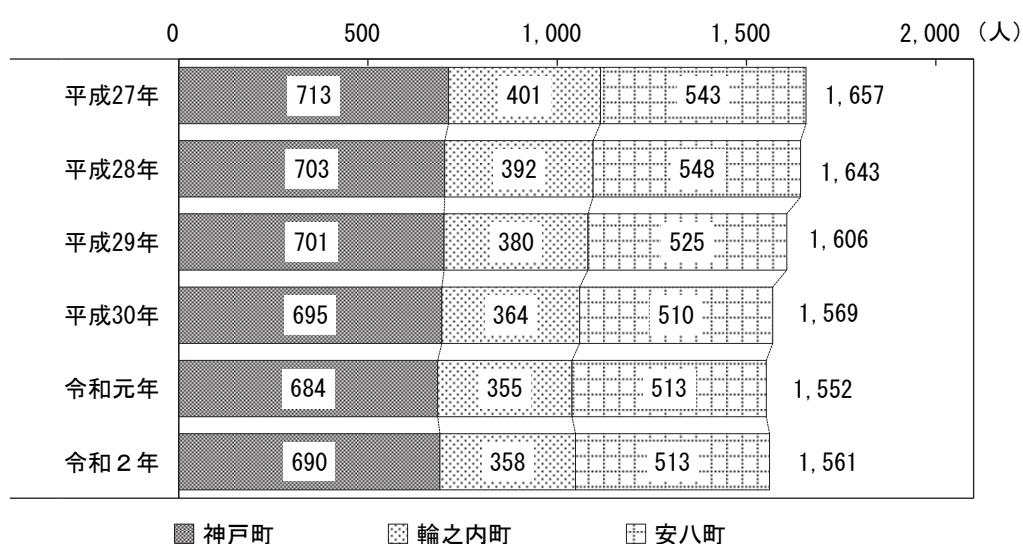
(2) 障がい者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の身体障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在、神戸町が690人、輪之内町が358人、安八町が513人の合計1,561人となっており、概ね減少傾向にあります。

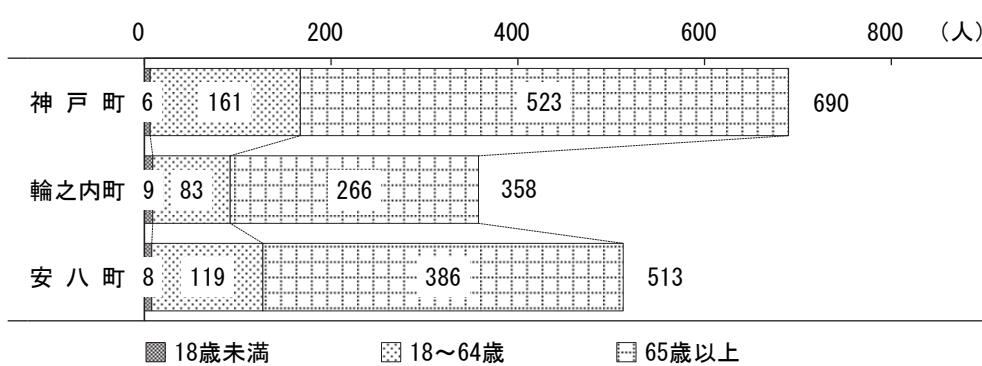
図表2－3 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和2年4月1日現在の各町の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上が神戸町523人（75.8%）、輪之内町266人（74.3%）、安八町386人（75.2%）といずれも最も多く、7割以上を占めています。

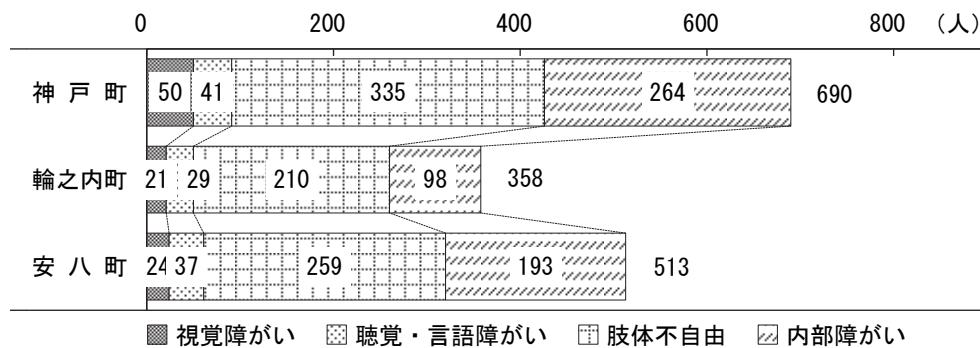
図表2－4 各町の年齢階層別身体障害者手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの種類別にみると、肢体不自由が神戸町335人（48.6%）、輪之内町210人（58.7%）、安八町259人（50.5%）といずれも最も多く、5割程度を占めており、次いで内部障がいが多くなっています。

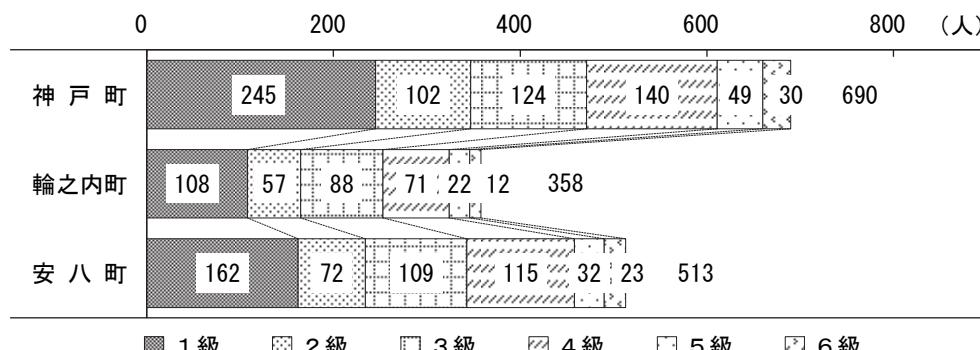
図表2－5 各町の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、いずれも1級が最も多く、2級と合わせた重度は、神戸町347人（50.3%）、輪之内町165人（46.1%）、安八町234人（45.6%）となっており、5割程度を占めています。

図表2－6 各町の等級別身体障害者手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



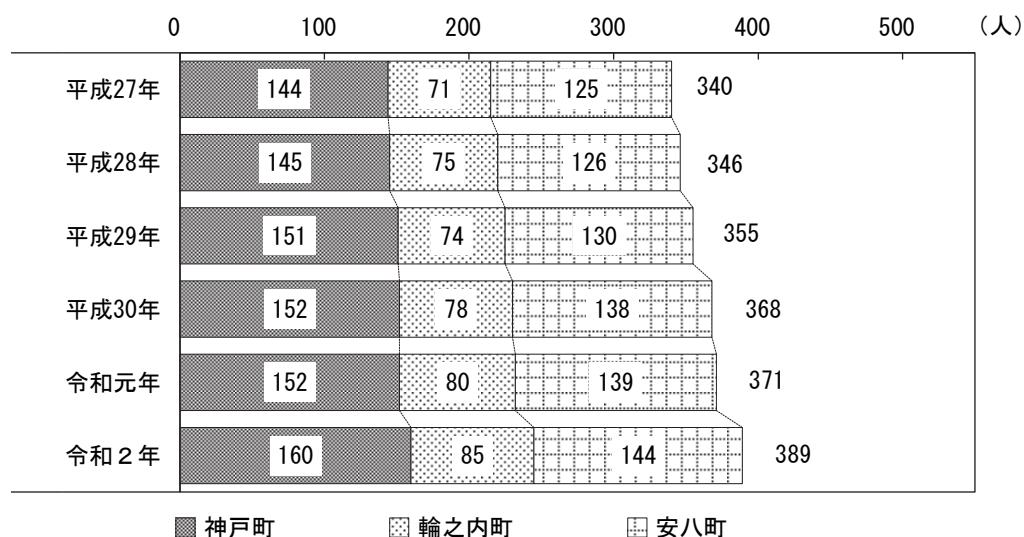
資料：各町健康福祉課・福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の療育手帳所持者は、令和2年4月1日現在、神戸町が160人、輪之内町が85人、安八町が144人の合計389人となっており、増加傾向にあります。

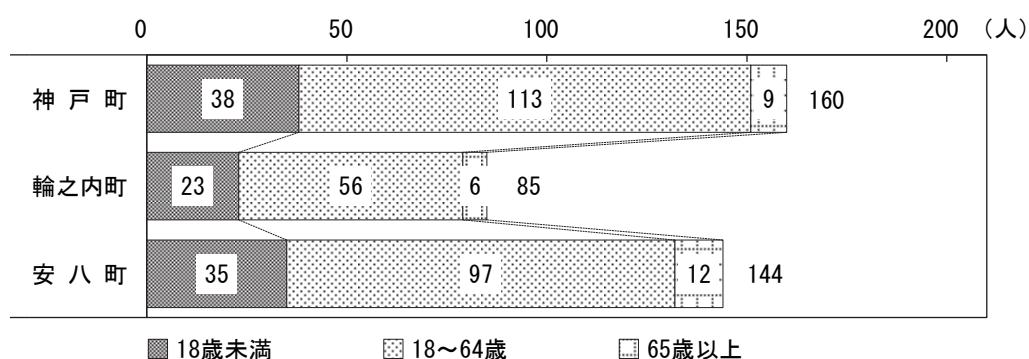
図表2－7 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和2年4月1日現在の各町の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳以上65歳未満が神戸町113人（70.6%）、輪之内町56人（65.9%）、安八町97人（67.4%）といずれも最も多く、7割程度を占めています。

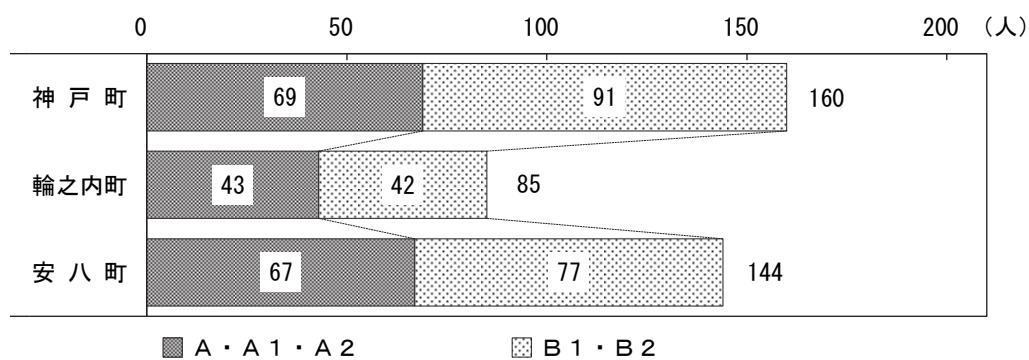
図表2－8 各町の年齢階層別療育手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、重度のA・A1・A2は、神戸町69人（43.1%）、輪之内町43人（50.6%）、安八町67人（46.5%）となっています。

図表2-9 各町の等級別療育手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



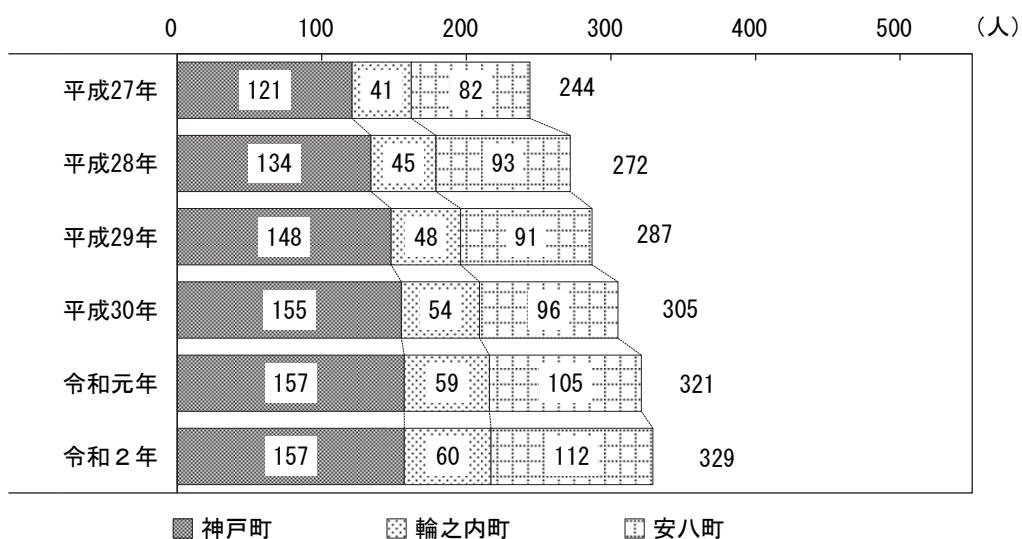
資料：各町健康福祉課・福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県より交付されます。

安八郡の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年4月1日現在、神戸町が157人、輪之内町が60人、安八町が112人の合計329人となっており、増加傾向にあります。

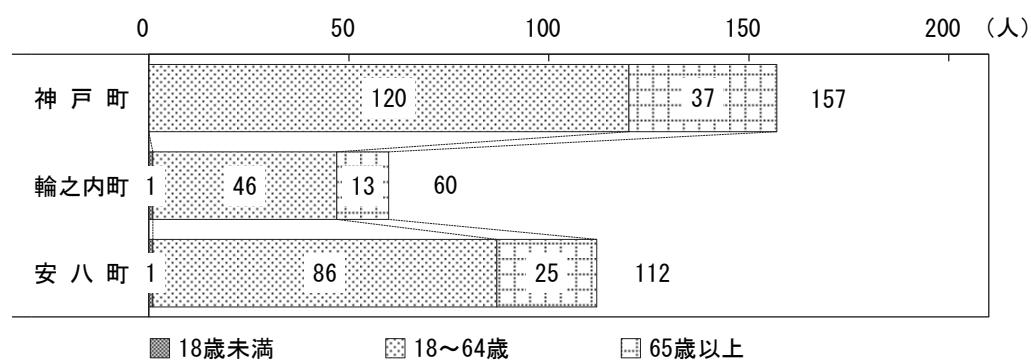
図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

令和2年4月1日現在の各町の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、18歳以上65歳未満が神戸町120人（76.4%）、輪之内町46人（76.7%）、安八町86人（76.8%）といずれも最も多く、7割を超えてます。

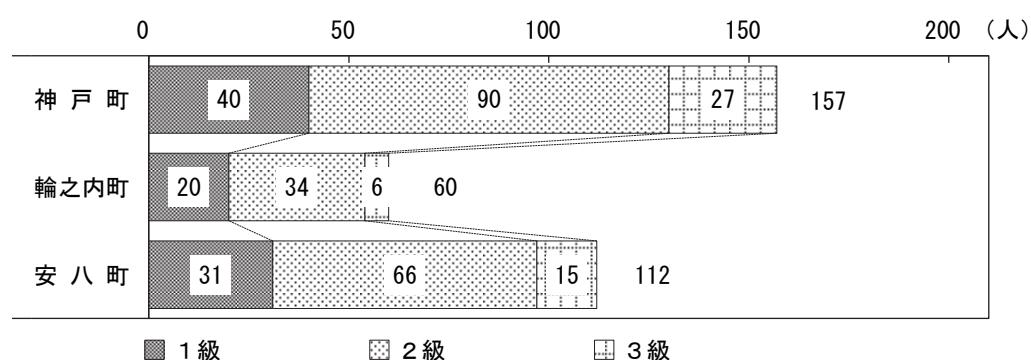
図表2-11 各町の年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

障がいの等級別にみると、2級が神戸町90人（57.3%）、輪之内町34人（56.7%）、安八町66人（58.9%）といずれも最も多く、5割を超えてます。

図表2-12 各町の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和2年4月1日現在）



資料：各町健康福祉課・福祉課

④ 難病患者等

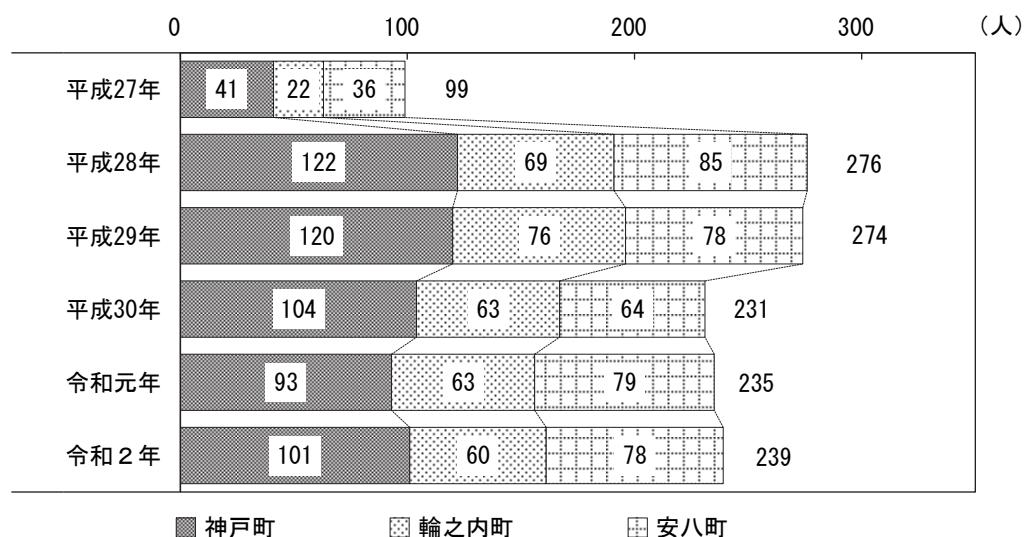
難病は原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病的患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

安八郡の特定医療費（指定難病）の受給者は、令和2年4月1日現在、神戸町が101人、輪之内町が60人、安八町が78人の合計239人となっており、ここ3年間は横ばい傾向にあります（図表2-13）。

なお、治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾患の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾患医療費として助成が行われています。

安八郡の小児慢性特定疾患医療費受給者は、令和2年4月1日現在、神戸町が10人、輪之内町が10人、安八町が13人の合計33人となっています。

図表2-13 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）



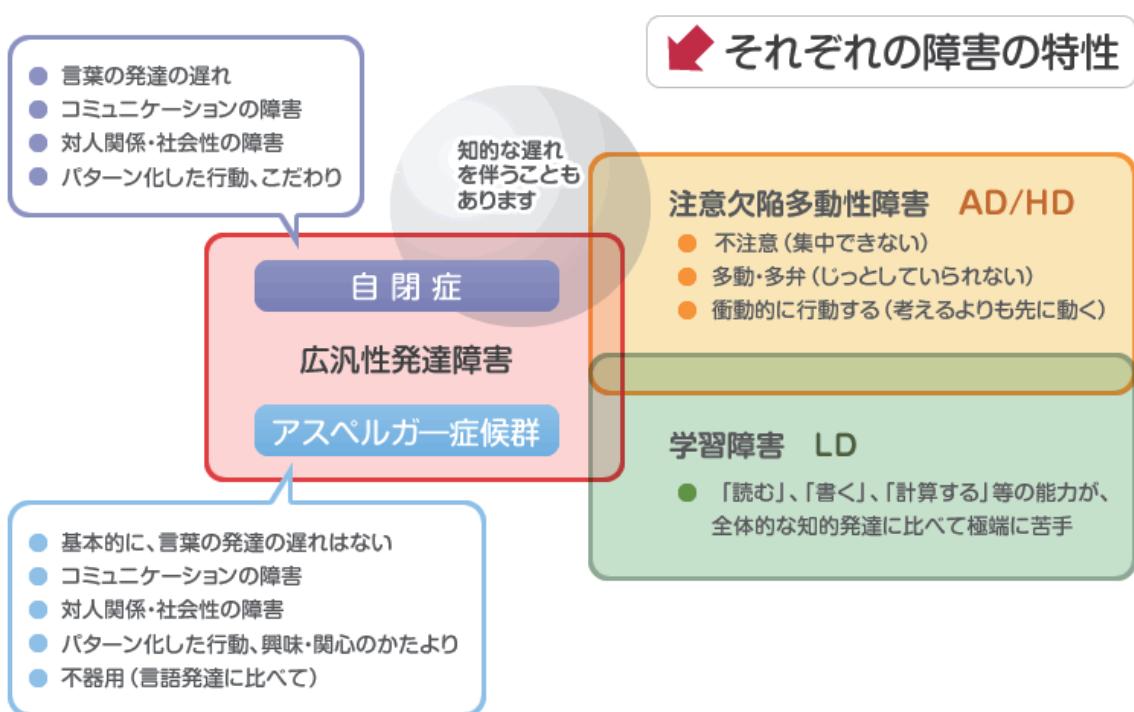
※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病に、同年7月には306疾病に、平成29年4月には330疾病、平成30年4月には333疾病に拡大

資料：岐阜県西濃保健所

⑤ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況ですが、おおむね100人に1、2人と推計されています。



資料：政府広報オンライン

2 障がいのある人の現状とニーズ

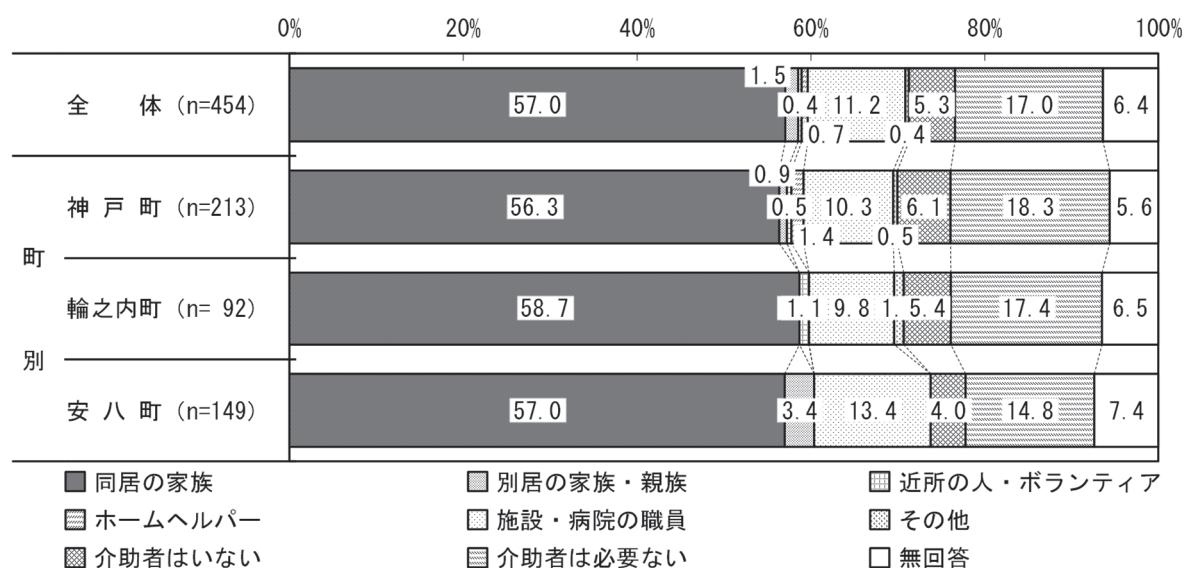
ここでは、障がいのある人へのアンケート調査により把握した障がいのある人の現状とニーズの概要について示します。なお、これらの要旨を踏まえ、障がい者施策の今後の方針を定めています。

(1) 日常生活の現状とニーズ

日常生活における主な介助者については、「同居の家族」が57.0%と最も高く、「施設・病院の職員」が11.2%となっているほか、そもそも「介助者は必要ない」が17.0%となっています。また、必要であるが「介助者はいない」が5.3%となっており、若干支援が行き届いていない状況にあります。

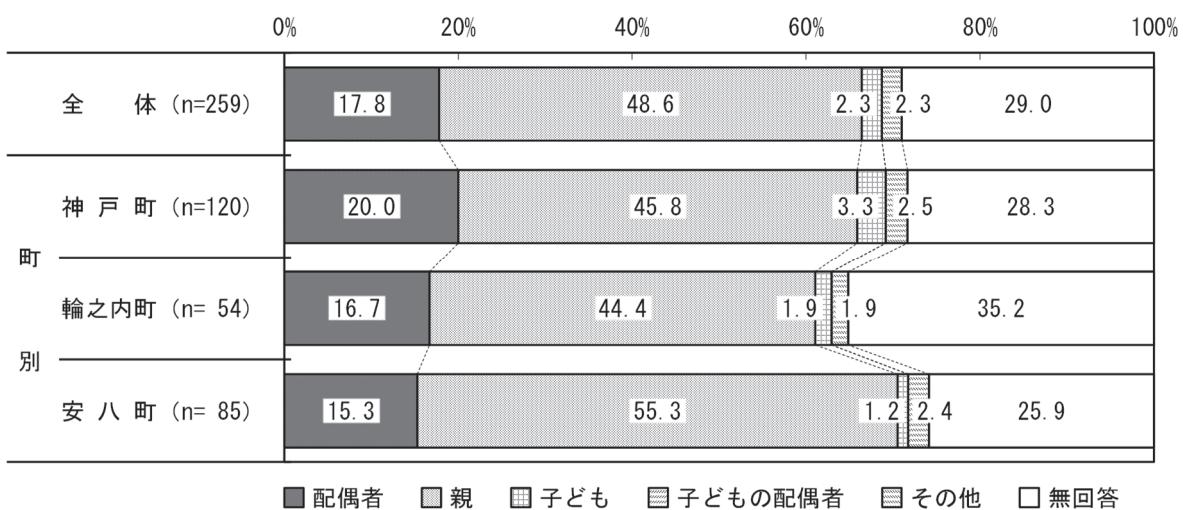
なお、これを町別にみても、ほぼ同じような状況となっています。

図表2-14 主な介助者



主な介助者のうち「同居の家族」は、「親」が48.6%と最も高く、次いで「配偶者」(17.8%)などとなっています。

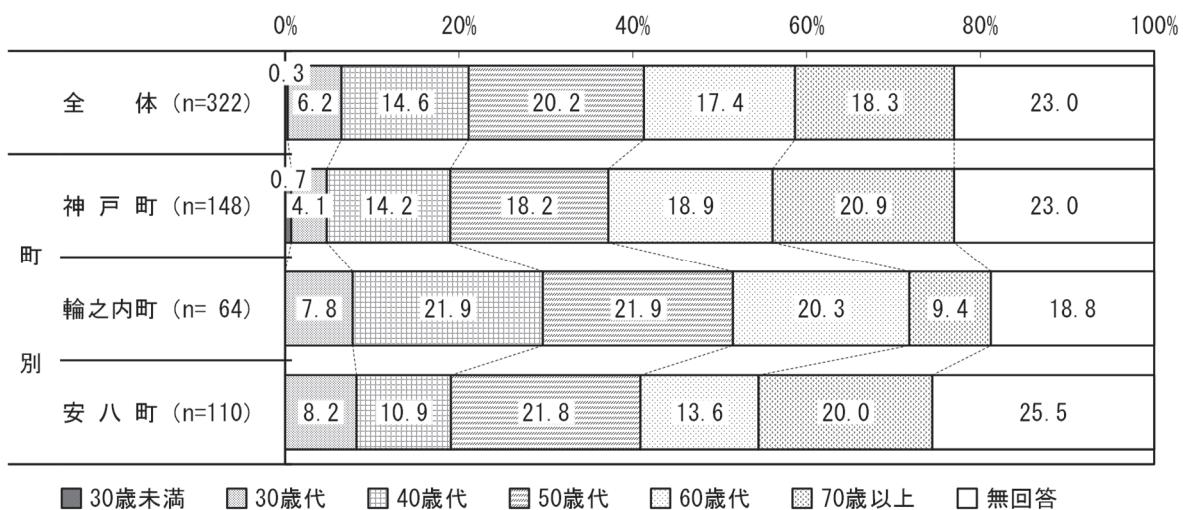
図表2-15 主な介助者（同居の家族）の続柄



主な介助者の年齢は、「60歳代」(17.4%)と「70歳代」(18.3%)を合わせた《60歳以上》が35.7%となっています。《60歳以上》が著しく高い状況ではありませんが、「50歳代」が20.2%となっていますので、主な介助者の高齢化を見据えた対策に取り組んでいく必要があります。

なお、これを町別にみると、輪之内町では《60歳以上》の割合が若干低くなっています。

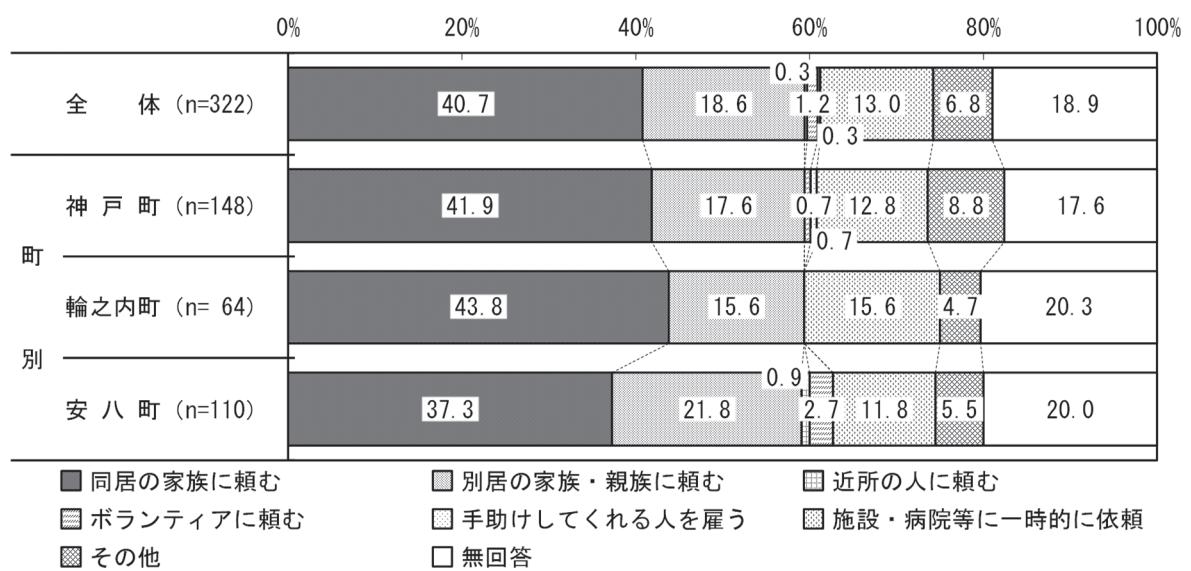
図表2-16 主な介助者の年齢



主な介助者が、急病や事故などにより、一時的に介助できなくなった場合の対応についてたずねたところ、ほかの「同居の家族に頼む」が40.7%と最も高く、次いで、「別居の家族・親族に頼む」(18.6%)、「施設・病院等に一時的に依頼」(13.0%)などとなっており、身近に短期入所（ショートステイ）等のサービスが少ないことから、家族・親族を頼りにする傾向にあると考えられます。

なお、これを町別にみても、ほぼ同じような状況となっています。

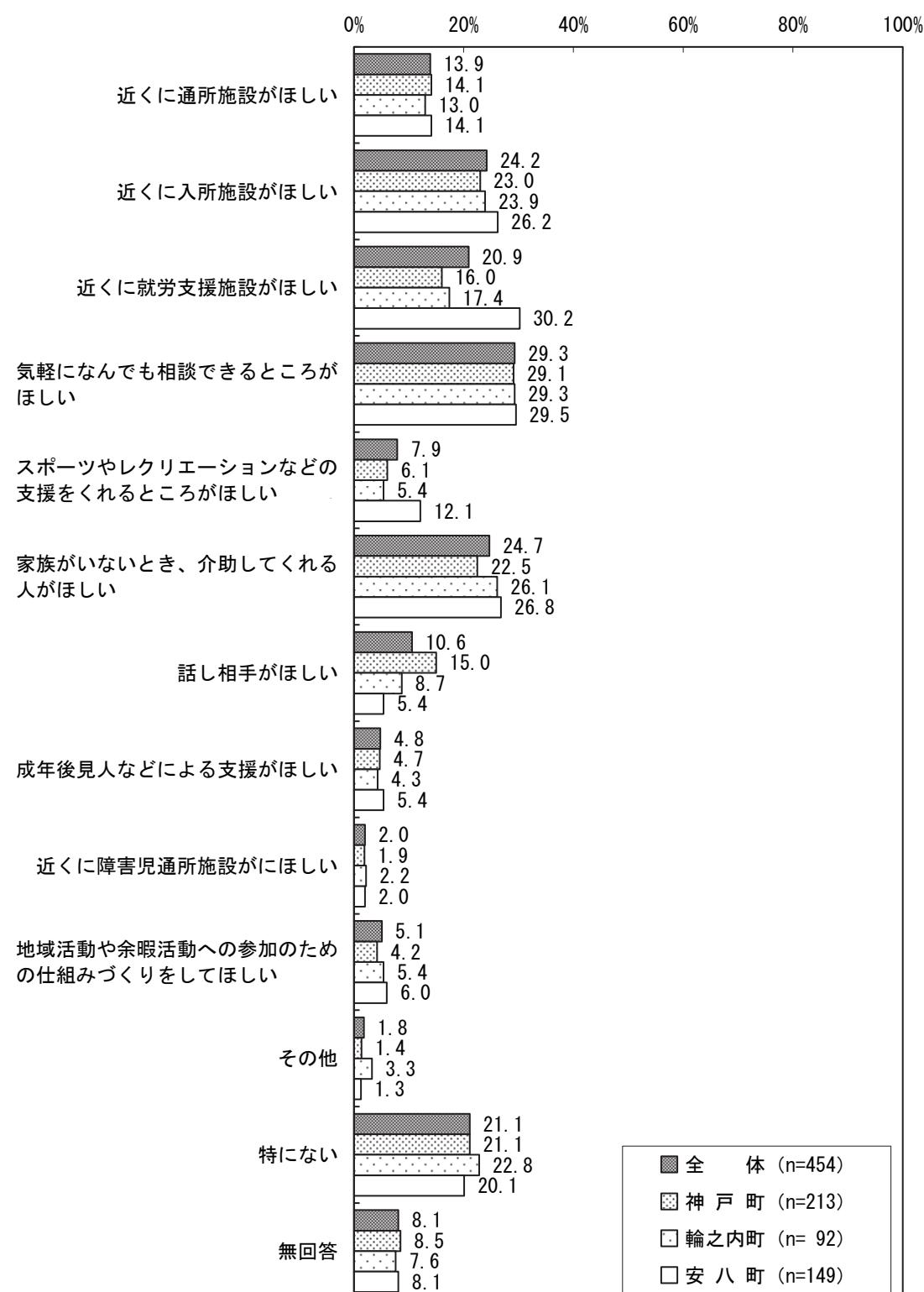
図表2-17 主な介助者による介助が一時的にできなくなった場合の対応



今後、暮らしていく上で必要な支援や施設等についてたずねたところ、「気軽になんでも相談できるところがほしい」が29.3%と最も高く、次いで、「家族がないとき、介助してくれる人がほしい」(24.7%)、「近くに入所施設がほしい」(24.2%)などとなっており、相談支援や何らかのサービスに一定程度のニーズがあります。なお、「特になし」は21.1%となっています。

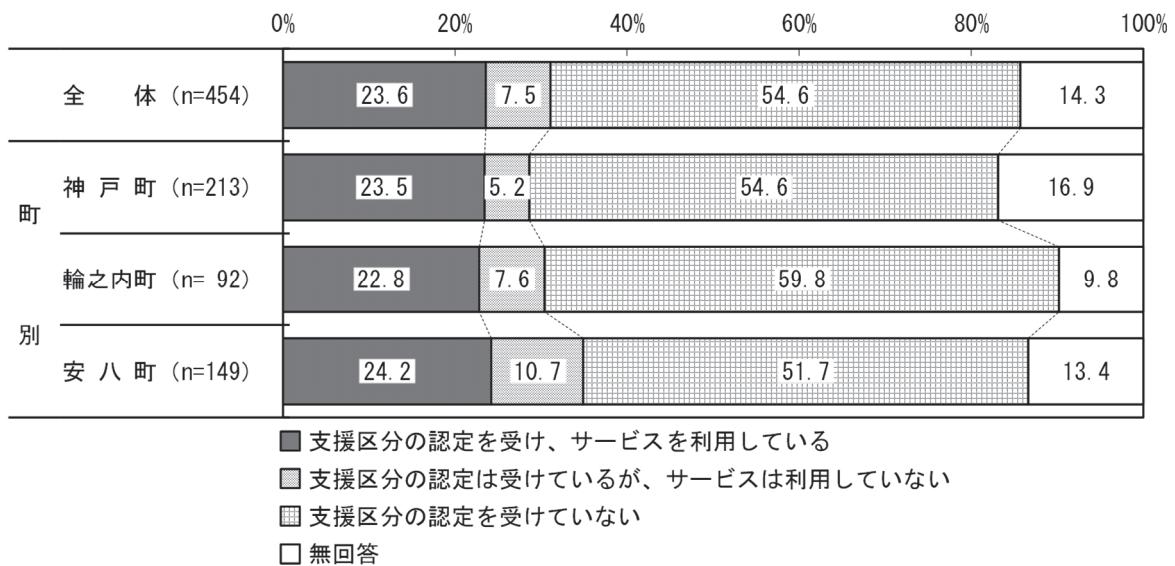
これを町別にみると、「近くに就労支援施設がほしい」で安八町がほかに比べて特に高くなっています。(図表2-18)

図表2-18 今後の暮らしで必要な支援や施設等（複数（3つまで）回答）



障害支援区分認定とサービス利用の状況については、「支援区分の認定を受け、サービスを利用している」が23.6%となっており、町別にみても、同じような状況となっています。

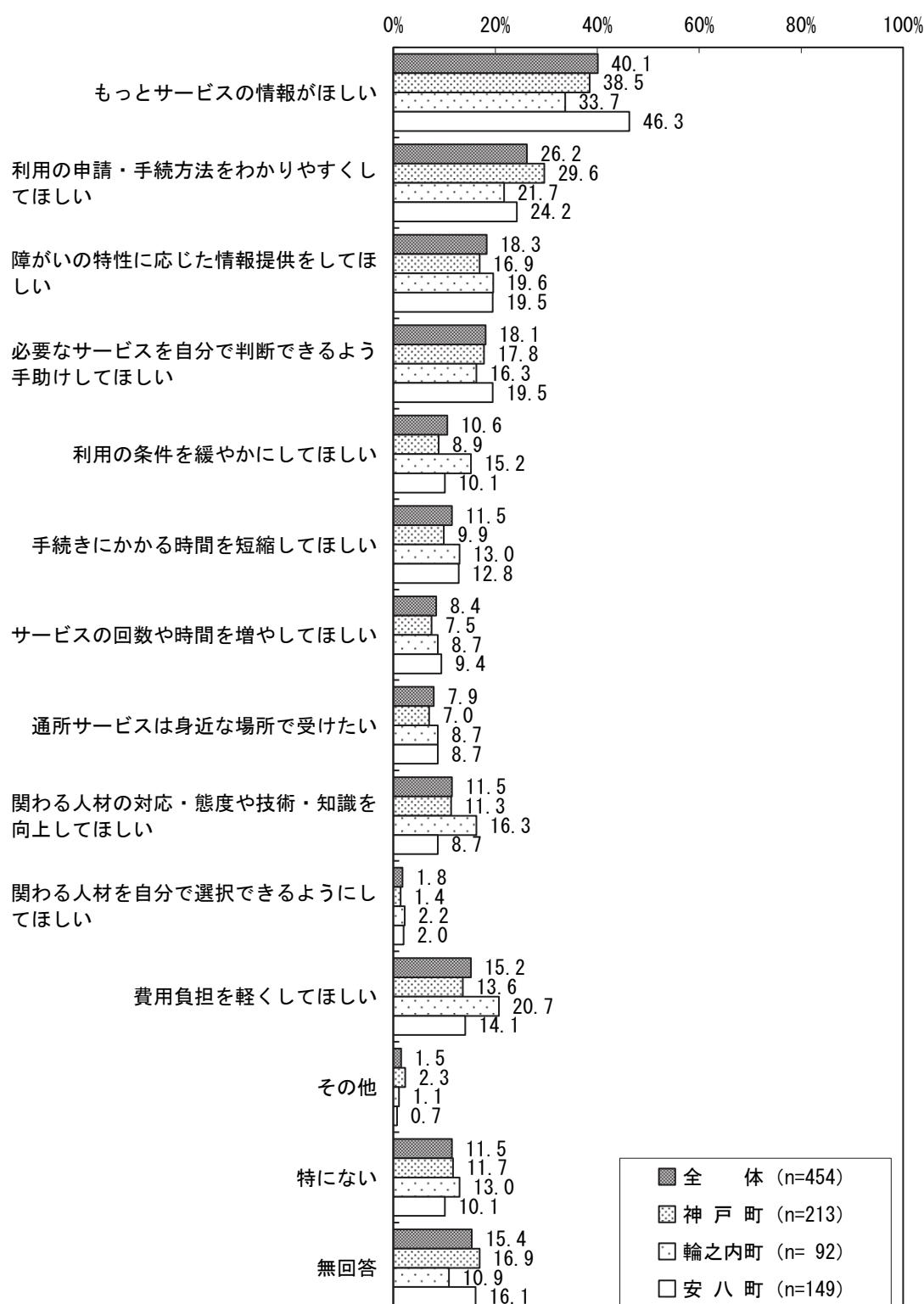
図表2-19 障害支援区分認定とサービス利用の状況



サービスをより利用しやすくするために必要なことをたずねたところ、「もっとサービスの情報がほしい」が40.1%と最も高く、次いで「利用の申請・手続方法をわかりやすくしてほしい」(26.2%)などとなっており、サービスの充実より、サービスの内容や手続きをわかりやすくすることへのニーズが高い傾向にあります。

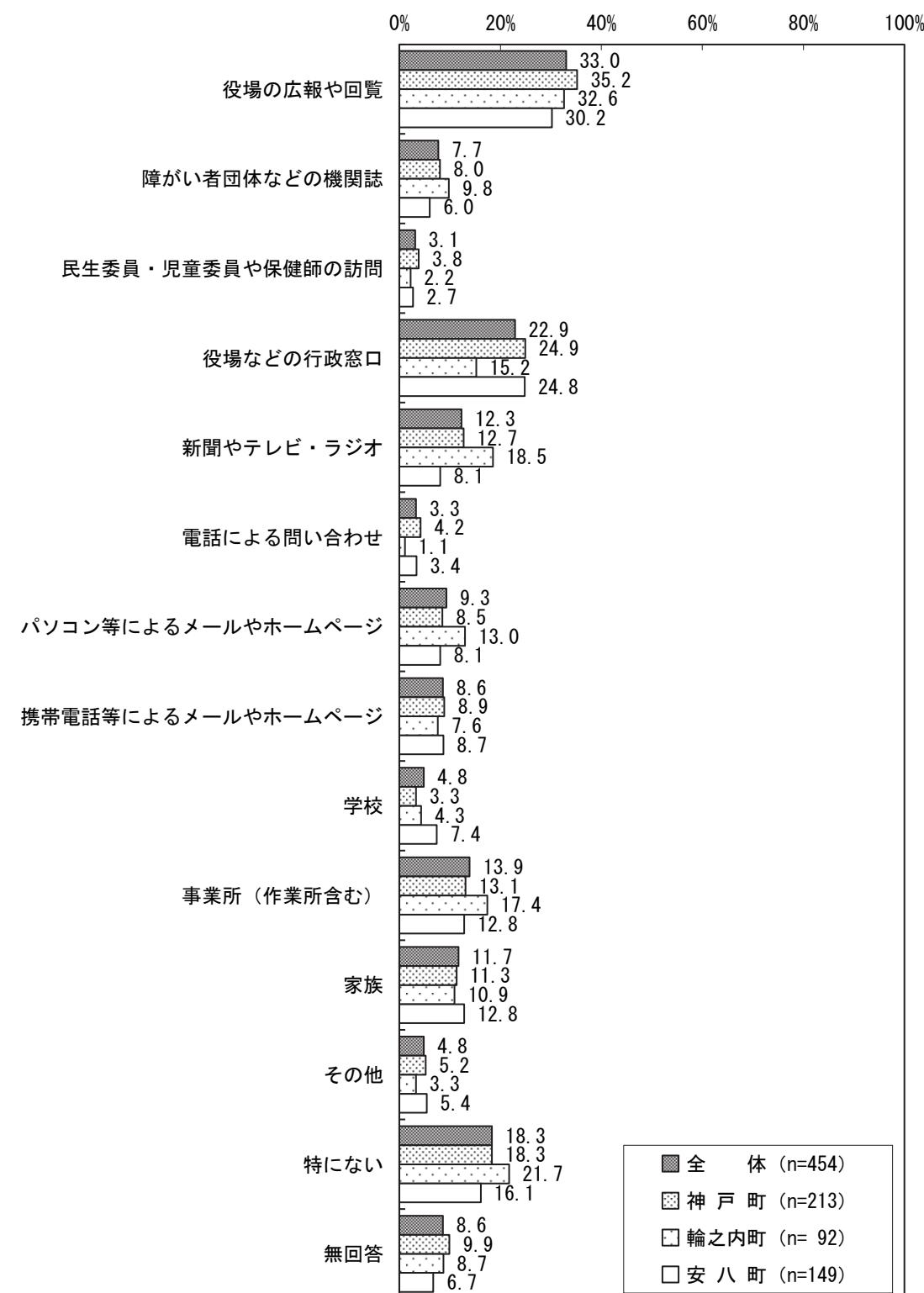
なお、これを町別にみると、「もっとサービスの情報がほしい」で安八町が比較的高くなっています。(図表2-20)

図表2-20 サービスをより利用しやすくするために必要なこと（複数（3つまで）回答）



サービスを利用しやすくするために最も必要とされている情報の入手先についてたずねたところ、「役場の広報や回覧」が33.0%と最も高く、次いで「役場などの行政窓口」(22.9%)などとなっており、情報に関する行政への依存度が高いことがうかがえます。

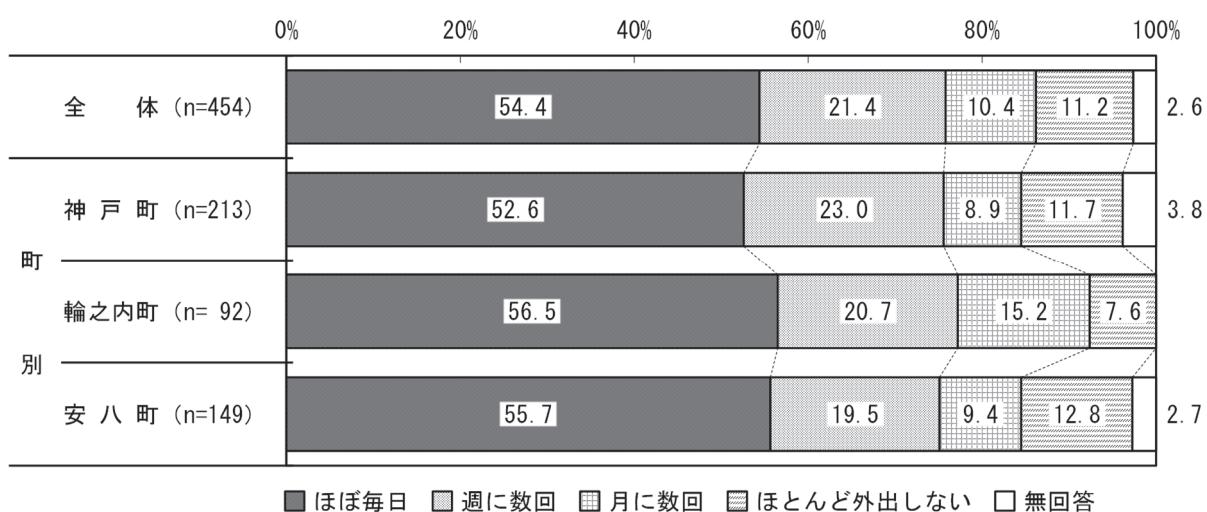
図表2-21 福祉に関する情報の入手先（複数（3つまで）回答）



(2) 外出等の状況

外出の状況については、「ほぼ毎日」が54.4%と高く、「週に数回」が21.4%、「月に数回」が10.4%となっている一方、「ほとんど外出しない」が11.2%となっています。

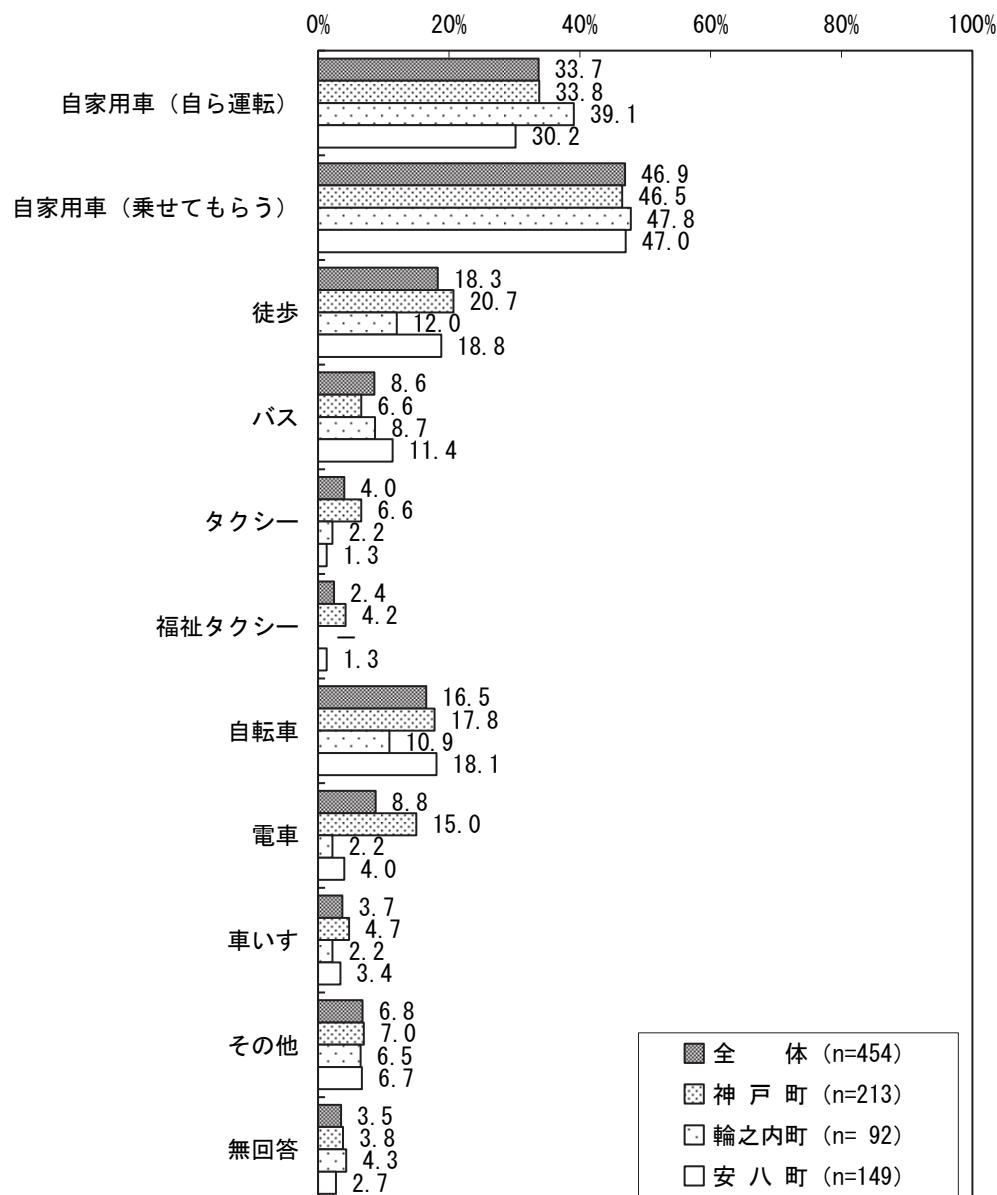
図表2-22 外出の頻度



外出の際の主な移動手段については、「自家用車（乗せてもらう）」が46.9%と最も高く、次いで「自家用車（自ら運転）」(33.7%)などとなっており、「バス」「タクシー」などの公共交通の利用は少なくなっています。

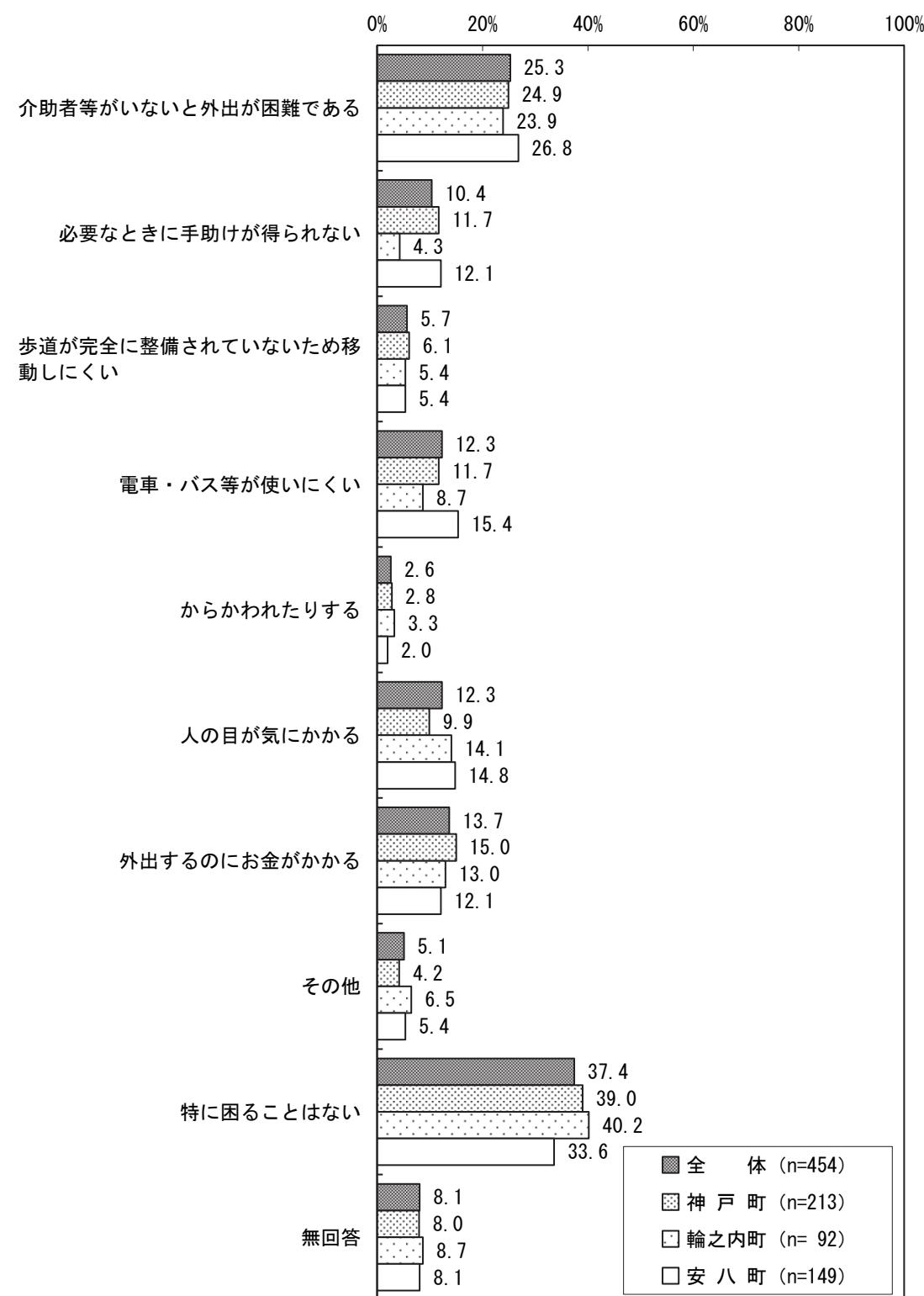
なお、これを町別にみると、「歩行」「自転車」で輪之内町が比較的低く、「電車」で神戸町が比較的高くなっていることなどは、各町の交通事情が反映されていると考えられます。(図表2-23)

図表2-23 外出の際の主な移動手段（複数（3つまで）回答）



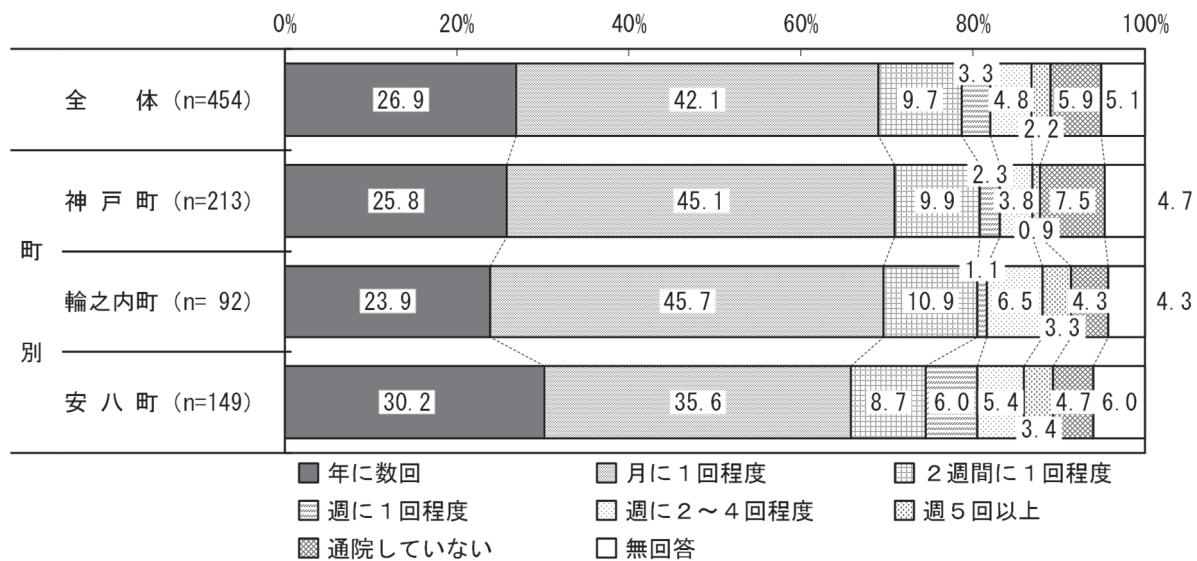
外出の際の主な困りごとについてたずねたところ、「特にない」(37.4%)以外の項目では、「介助者等がいないと外出が困難である」が25.3%と最も高く、このほか、「外出するのにお金がかかる」(13.7%)、「電車・バス等が使いにくい」「人の目が気にかかる」(それぞれ12.3%)などとなっています。

図表2-24 外出の際の主な困りごと（複数（3つまで）回答）



通院の状況については、「月に1回程度」が42.1%と最も高く、次いで「年に数回」(26.9%)などとなっています。なお、「通院していない」は5.9%となっています。

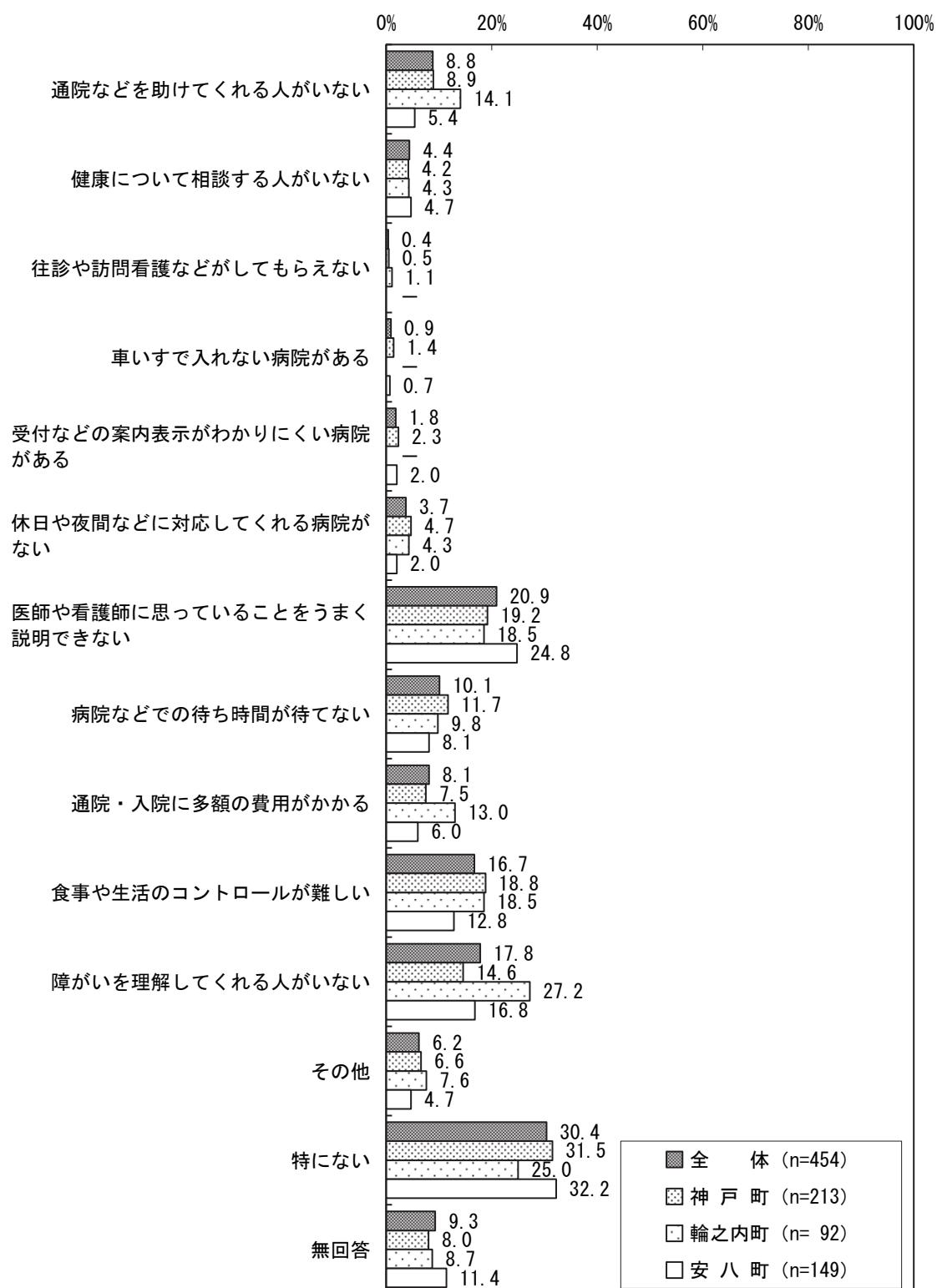
図表2-25 通院の頻度



医療や健康に関する主な困りごとについてたずねたところ、「特にない」(30.4%)以外の項目では、「医師や看護師に思っていることをうまく説明できない」が20.9%と最も高く、次いで、「障がいを理解してくれる人がいない」(17.8%)、「食事や生活のコントロールが難しい」(16.7%)などとなっています。

なお、これを町別にみると、「通院などを助けてくれる人がいない」や「障がいを理解してくれる人がいない」で輪之内町が比較的高くなっています。(図表2-26)

図表2-26 医療や健康に関する主な困りごと（複数（3つまで）回答）

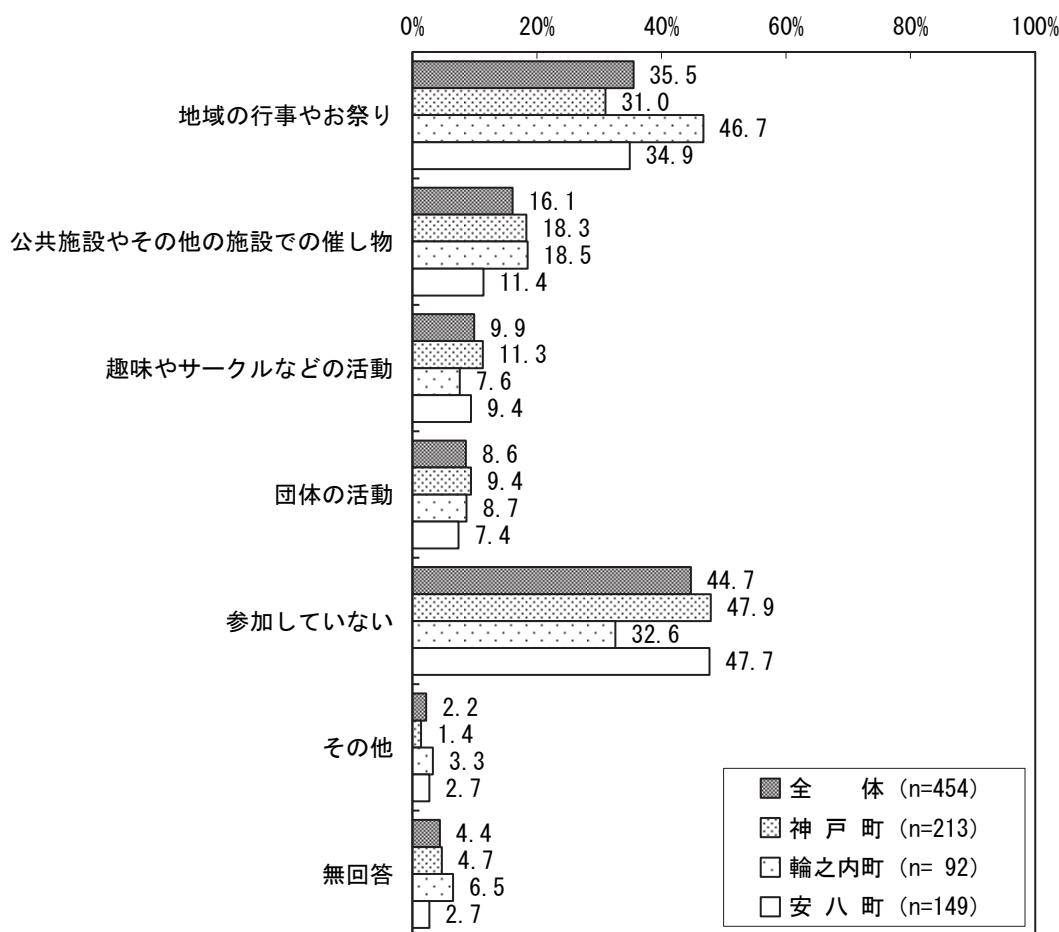


(3) 地域活動等の状況

この1年間における地域の行事や活動への参加状況についてたずねたところ、「参加していない」が44.7%となっており、参加した人では「地域の行事やお祭り」が35.5%と最も高く、次いで「公共施設やその他の施設での催し物」(16.1%)などとなっています。

なお、これを町別にみると、輪之内町が「参加していない」で特に低く、「地域の行事やお祭り」で特に高くなっています。

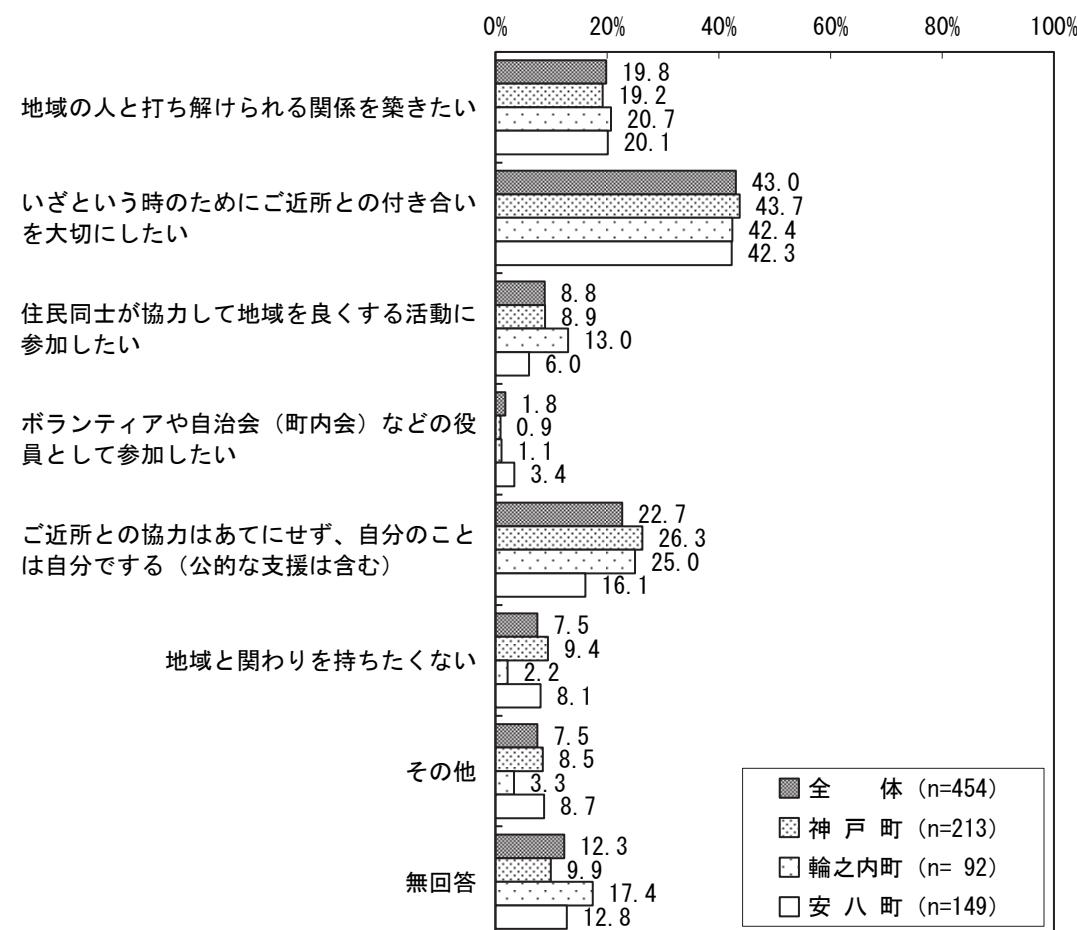
図表2-27 この1年間における地域活動等への参加状況（複数回答）



地域とのかかわりについての考え方をたずねたところ、「いざという時のためにご近所との付き合いを大切にしたい」が43.0%と最も高い一方で、「ご近所との協力はあてにせず、自分のことは自分でする（公的な支援は含む）」が22.7%と次いで高くなっています。

なお、これを町別にみても、ほぼ同じような状況となっています。

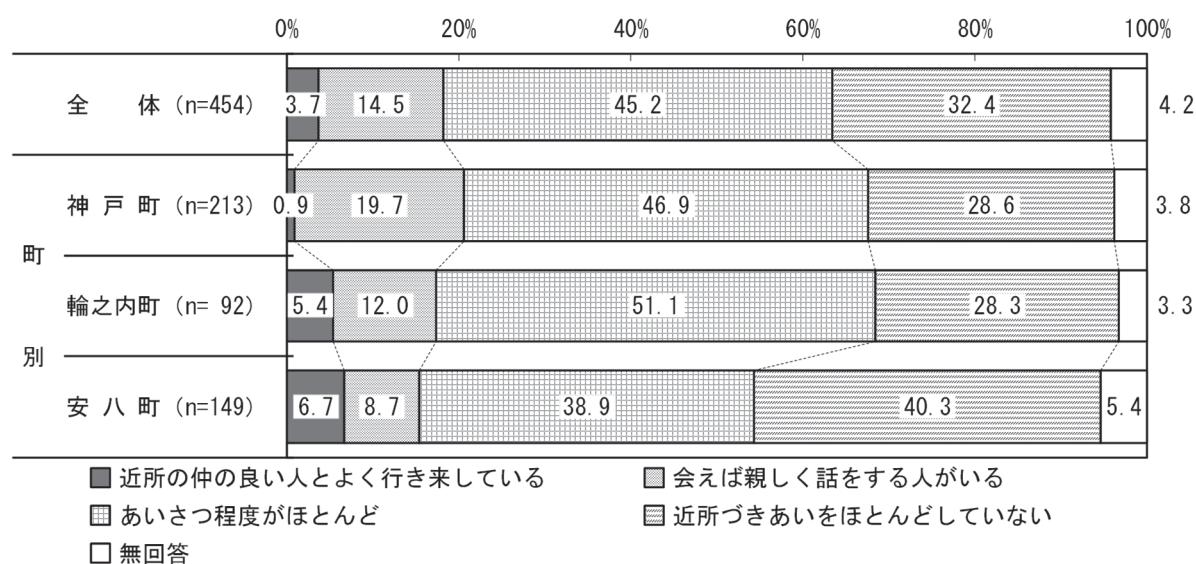
図表2-28 地域とのかかわり方（複数回答）



そこで、近所づきあいの状況についてたずねたところ、「あいさつ程度がほとんど」が45.2%と最も高く、「会えば親しく話をする人がいる」は14.5%、「近所の仲の良い人とよく行き来している」は3.7%にとどまっています。一方、「近所づきあいをほとんどしていない」が32.4%になっています。

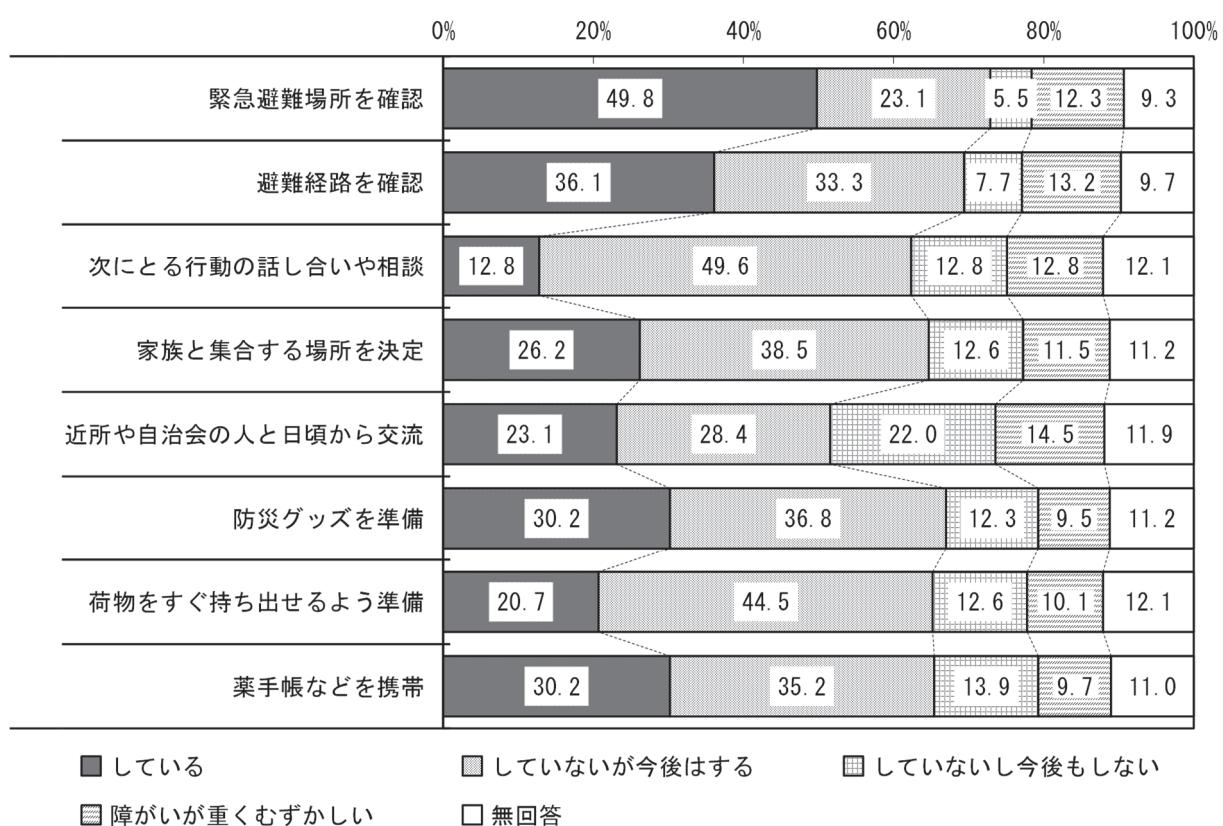
なお、これを町別にみると、神戸町で「会えば親しく話をする人がいる」が、安八町で「近所づきあいをほとんどしていない」が比較的高くなっています。

図表2-29 近所づきあいの状況



地域や近所とのかかわりが重要な災害（いざという時）への備えについての取組状況をたずねたところ、取り組みを「している」は「緊急避難場所を確認」が49.8%と最も高く、次いで、「避難経路を確認」が36.1%、「防災グッズを準備」「薬手帳などを携帯」がそれぞれ30.2%などとなっています。また、「障がいが重く難しい」では、「近所や自治会の人と日頃から交流」が14.5%と最も高くなっています。

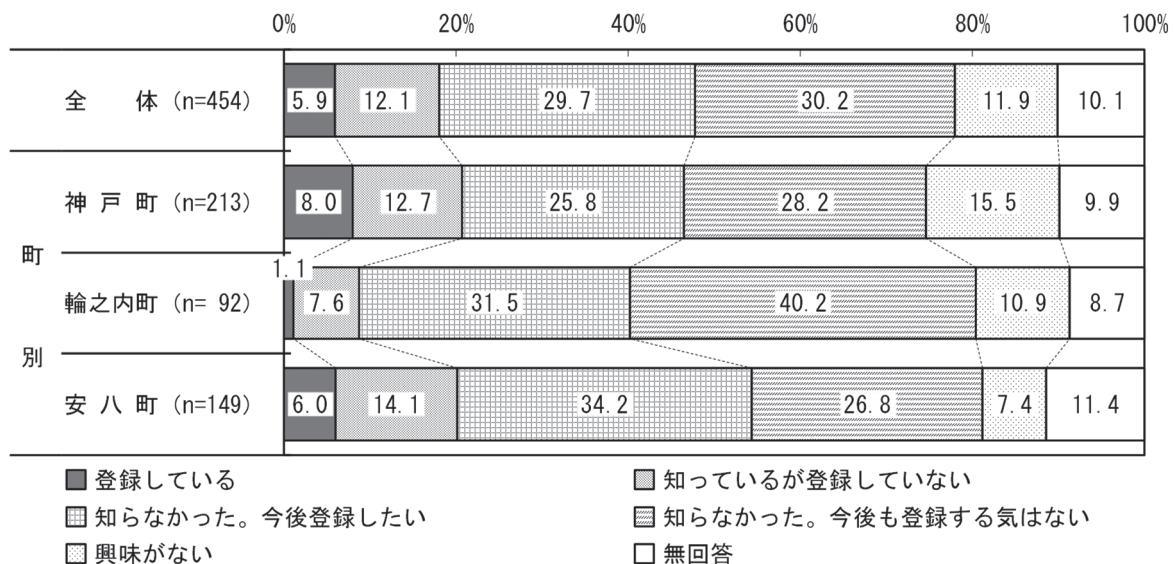
図表2-30 災害への備え



避難行動要支援者名簿への登録状況について、「登録している」が5.9%にとどまっていますが、「知らなかった。今後登録したい」が29.7%となっていることから、制度の周知を一層図るとともに、「知らなかった。今後も登録する気はない」が30.2%となっていることから、制度への理解を深める必要もあると考えられます。

なお、これを町別にみると、輪之内町で「登録している」が低くなっています。(図表2-31)

図表2-31 避難行動要支援者名簿への登録状況

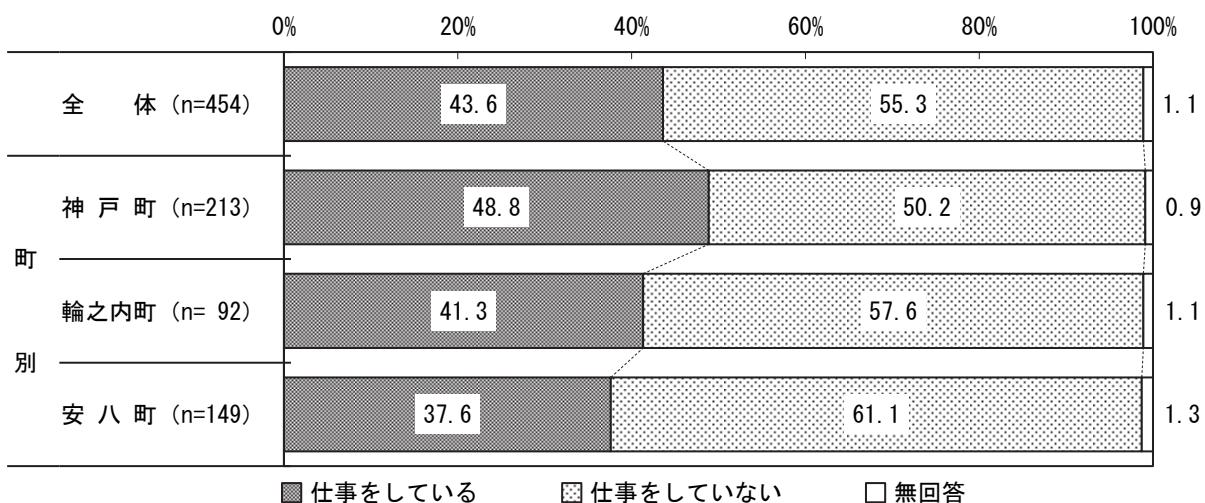


(4) 就労・就学の現状とニーズ

就労の状況については、福祉的就労を含め「仕事をしている」は43.6%で、「仕事をしていない」(55.3%)より10%程度低くなっています。

なお、町別にみると、神戸町で「仕事をしている」が比較的高く、「仕事をしていない」とほぼ同程度になっています。

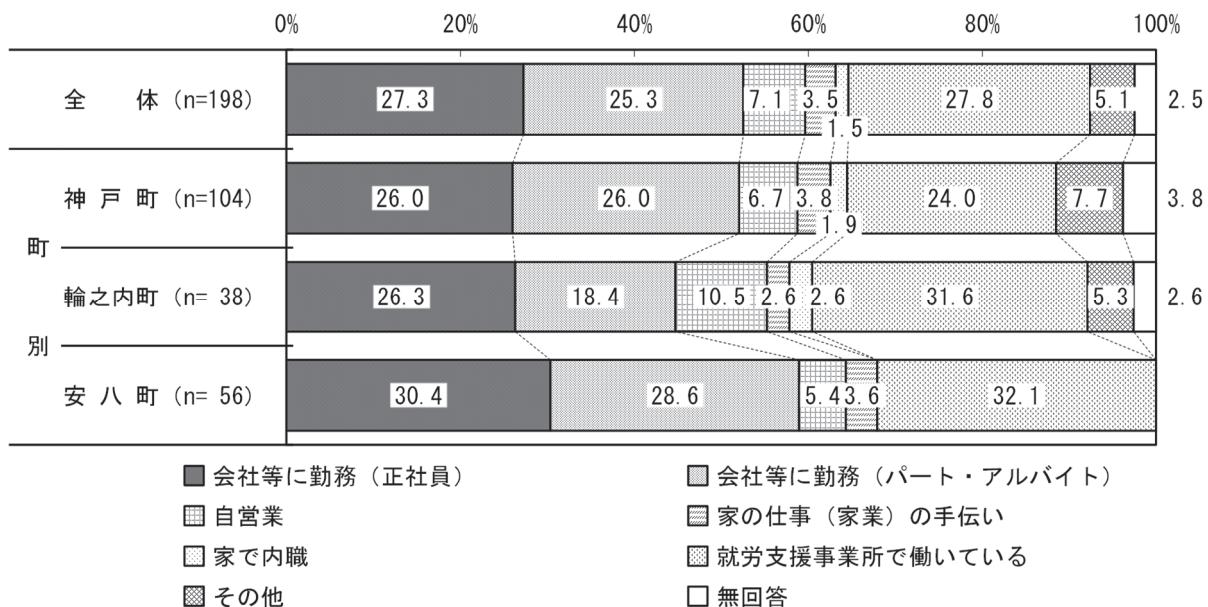
図表2-32 就労の状況



「仕事をしている」人の仕事の内容は、「会社等に勤務（正社員）」(27.3%)と「会社等に勤務（パート・アルバイト）」(25.3%)、「自営業」(7.1%)、「家の仕事（家業）の手伝い」などを合わせた《一般就労》が6割を超えていました。「就労支援事業所で働いている」は27.8%と、「会社等に勤務（正社員）」をわずかに上回っています。

なお、これを町別にみると、安八町で《一般就労》が7割近くと比較的高くなっています。（図表2-33）

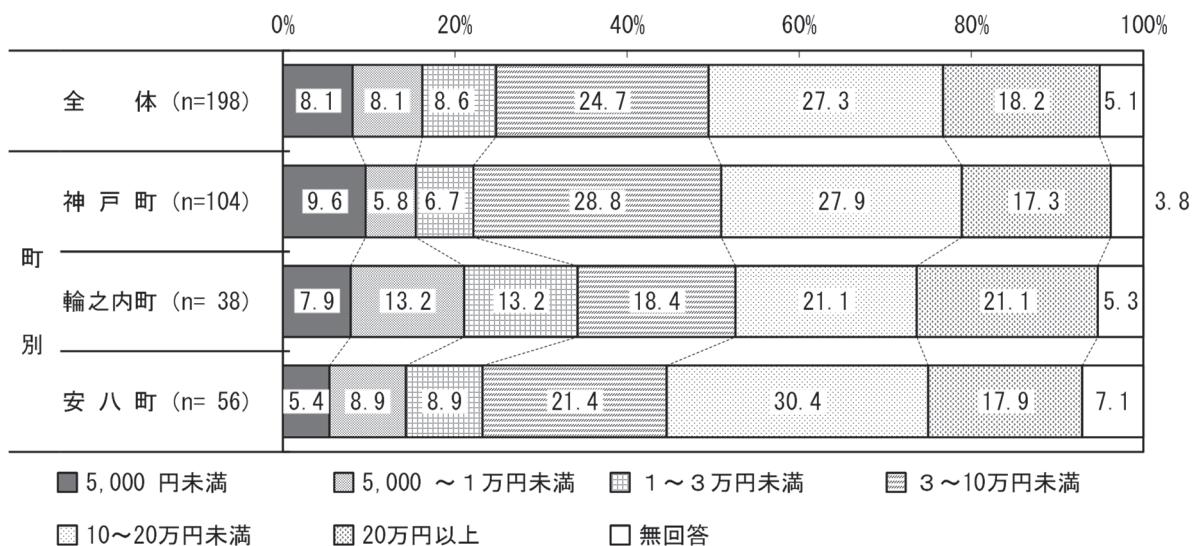
図表2-33 仕事の内容



「仕事をしている」人の1か月の収入金額は、「10～20万円未満」が27.3%と最も高いものの、《10万円未満》を合わせると5割程度を占めており、収入金額は低い状況にあります。

なお、これを町別にみると、《一般就労》の割合が比較的高いためか、安八町で《10万円未満》が44.6%と比較的低くなっています。

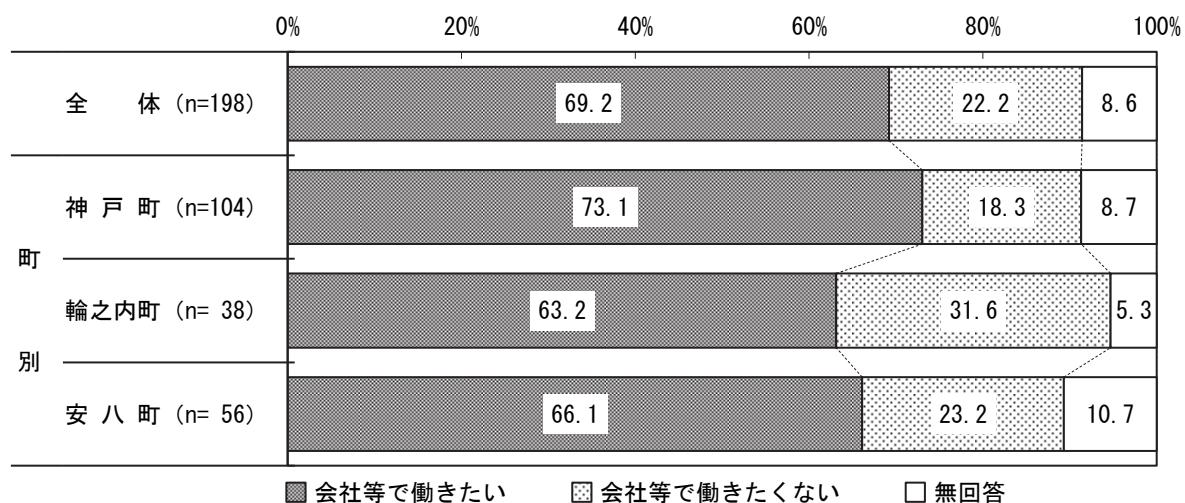
図表2-34 1か月の収入金額



「仕事をしている」人に、今後の就労意向についてたずねたところ、今後も「会社等で働きたい」は69.2%、今後は「会社等で働きたくない」(22.2%)となっています。

なお、町別にみると、輪之内町で今後は「会社等で働きたくない」が特に高くなっています。

図表2-35 今後の就労意向

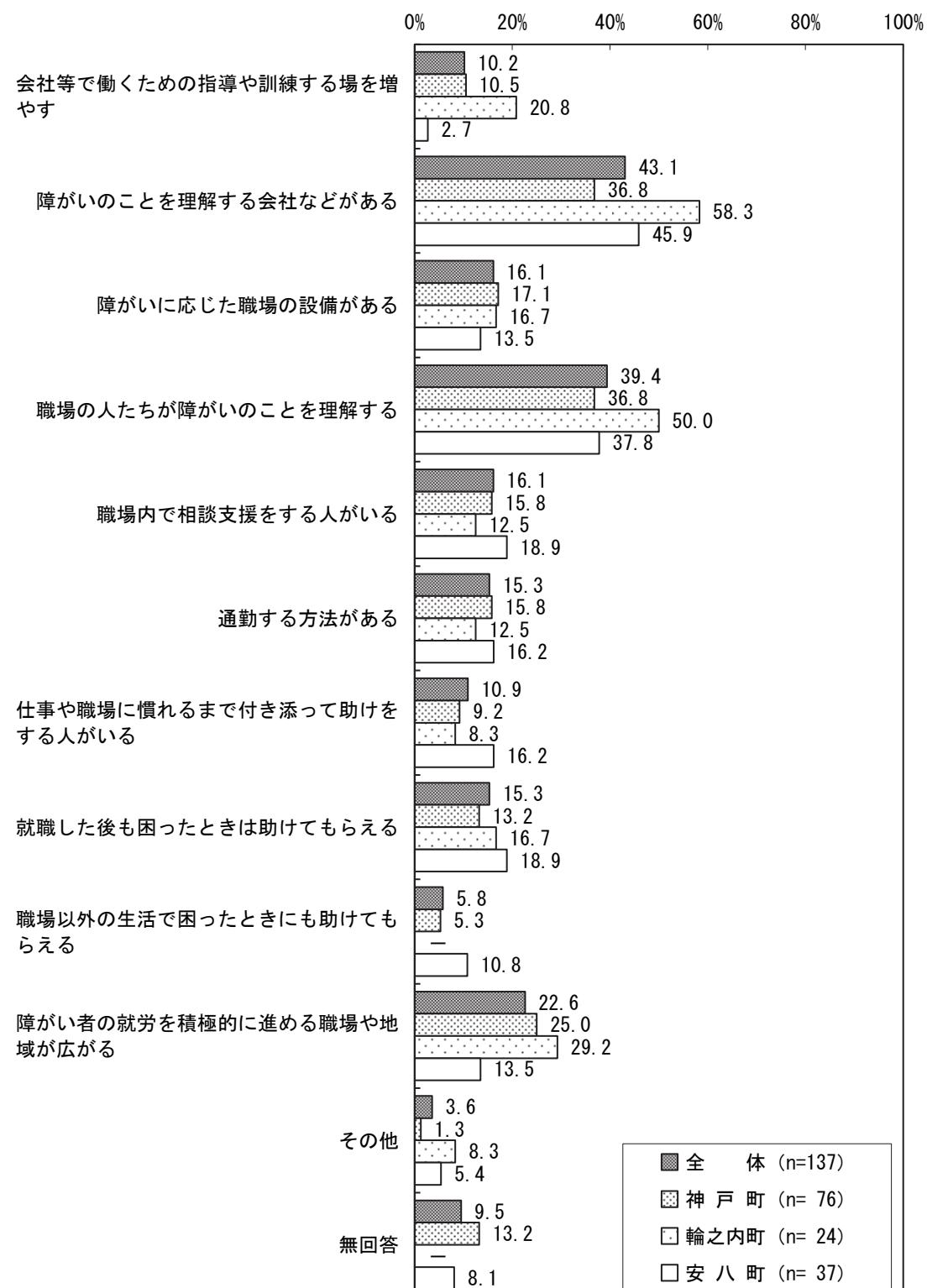


会社等で働き続けるために必要なことについてたずねたところ、「障がいのことを理解する会社などがある」が43.1%と最も高く、次いで「職場の人たちが障がいのことを理解する」が39.4%とほかの選択肢に比べて顕著に高くなっています。

なお、これを町別にみると、上位2項目で輪之内町が特に高いほかは、ほぼ同じような状況となっています。

輪之内町で今後は「会社等で働きたくない」が特に高い状況を踏まえると、就労にあたっては、特に障がいのある人への理解が必要と考えられます。(図表2-36)

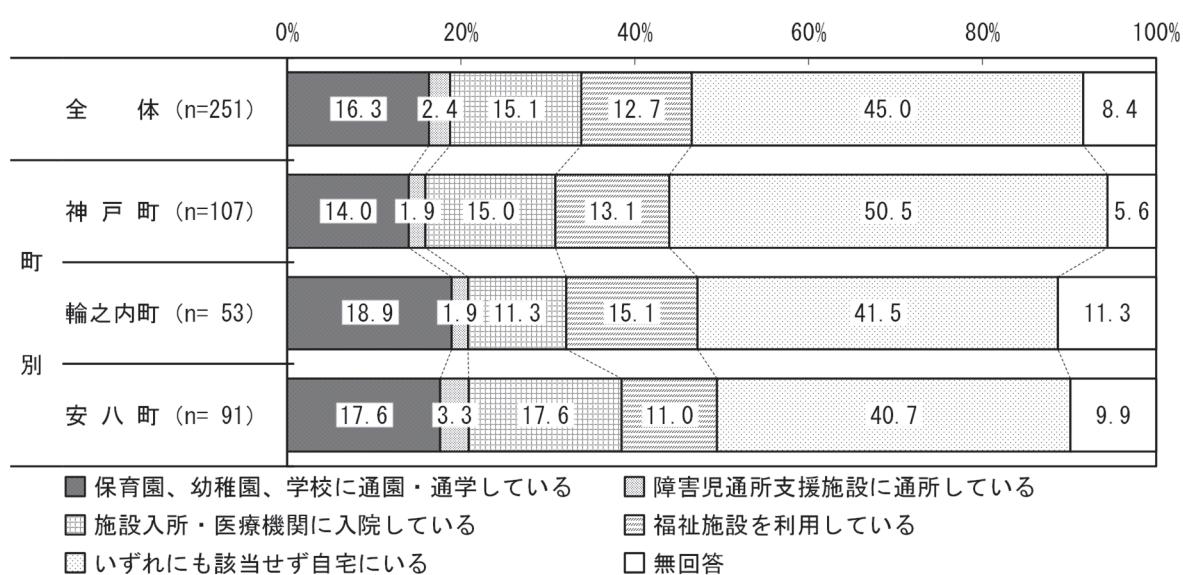
図表2-36 会社等で働き続けるために必要なこと（複数（3つまで）回答）



「仕事をしていない」人に日中の過ごし方についてたずねたところ、「保育園、幼稚園、学校に通園・通学している」は16.3%、「障害児通所支援施設に通所している」は2.4%、「施設入所・医療機関に入院している」は15.1%、「福祉施設を利用している」は12.7%で、これらの「いずれにも該当せず自宅にいる」が45.0%となっています。

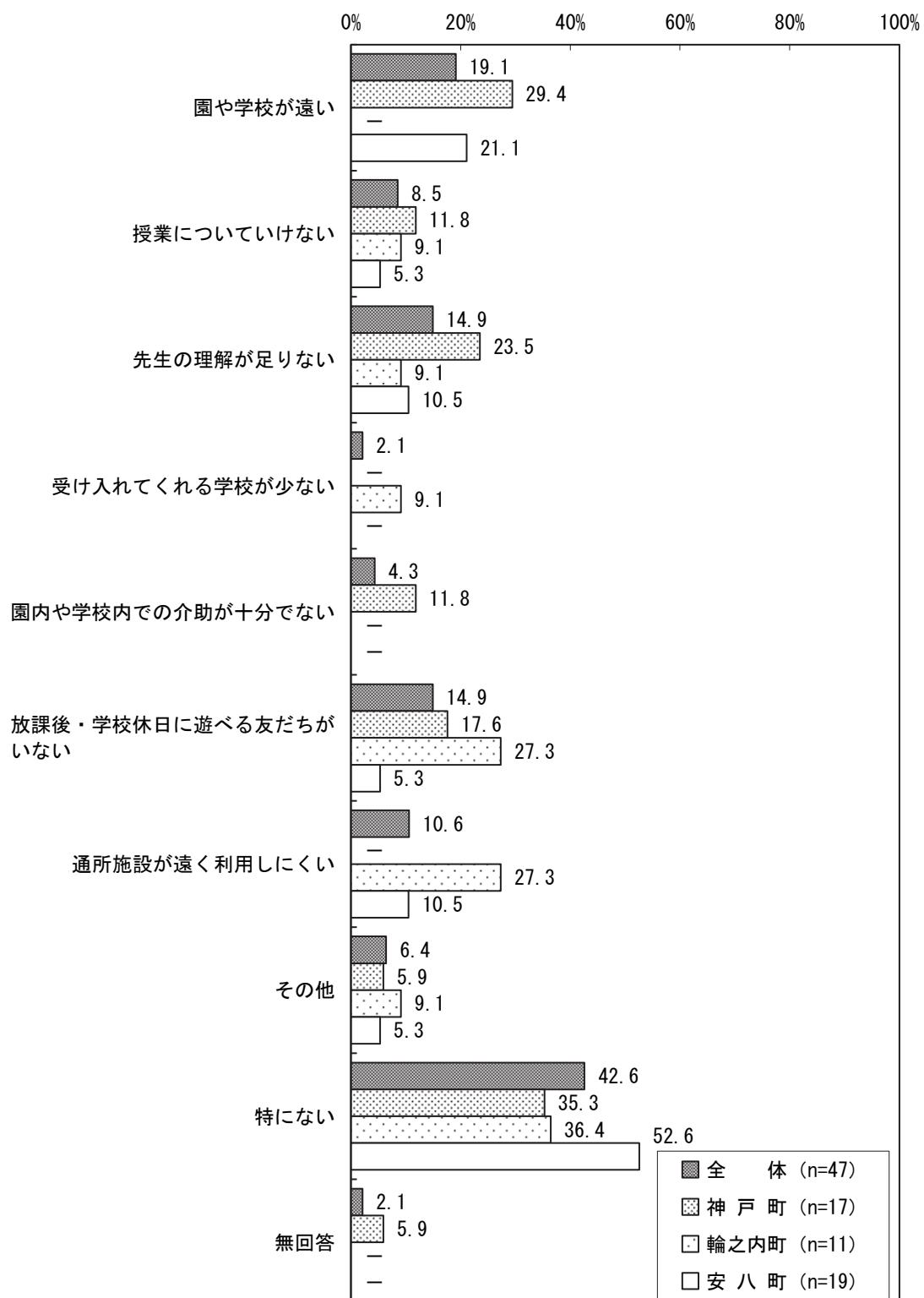
なお、これを町別にみると、神戸町で「いずれにも該当せず自宅にいる」が比較的高くなっています。

図表2-37 「仕事をしていない」人の日中の過ごし方



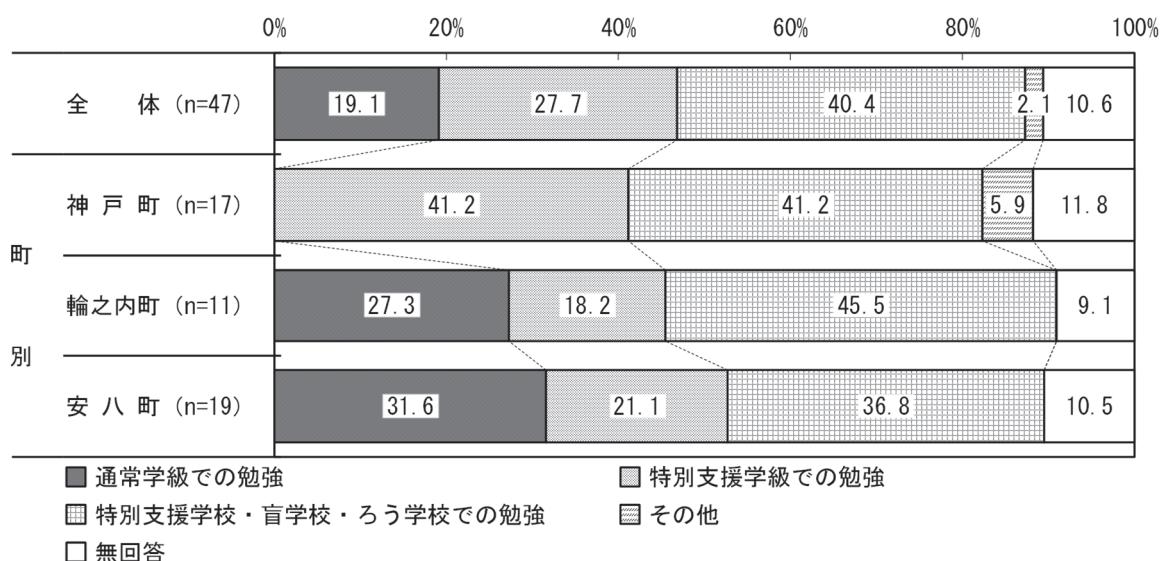
日中、「保育園、幼稚園、学校に通園・通学している」または「障害児通所支援施設に通所している」人に通園・通学等で困っていることをたずねたところ、「特にない」(42.6%)を除いては、「園や学校が遠い」が19.1%と最も高く、次いで「先生の理解が足りない」「放課後・学校休日に遊べる友だちがない」がそれぞれ14.9%となっています(図表2-38)。

図表2-38 通園・通学等で困っていること（複数（3つまで）回答）



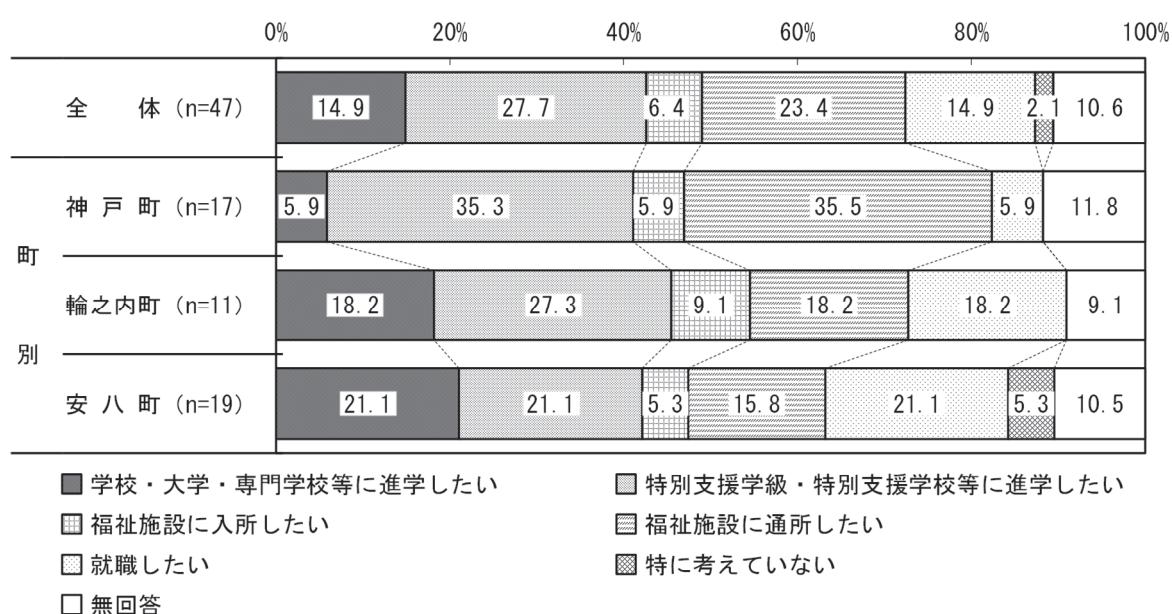
日中、「保育園、幼稚園、学校に通園・通学している」または「障害児通所支援施設に通所している」人に希望する学習形態をたずねたところ、「特別支援学校・盲学校・ろう学校での勉強」が40.4%と最も高く、「特別支援学級での勉強」は27.7%、「通常学級での勉強」は19.1%となっています。

図表2-39 希望する学習形態



現時点における卒園・卒業後の進路希望についてたずねたところ、「特別支援学級・特別支援学校等に進学したい」(27.7%) を除いては、「福祉施設に通所したい」が23.4%となっているほか、「学校・大学・専門学校等に進学したい」「就職したい」がそれぞれ14.9%などとなっています。

図表2-40 卒園・卒業後の進路希望



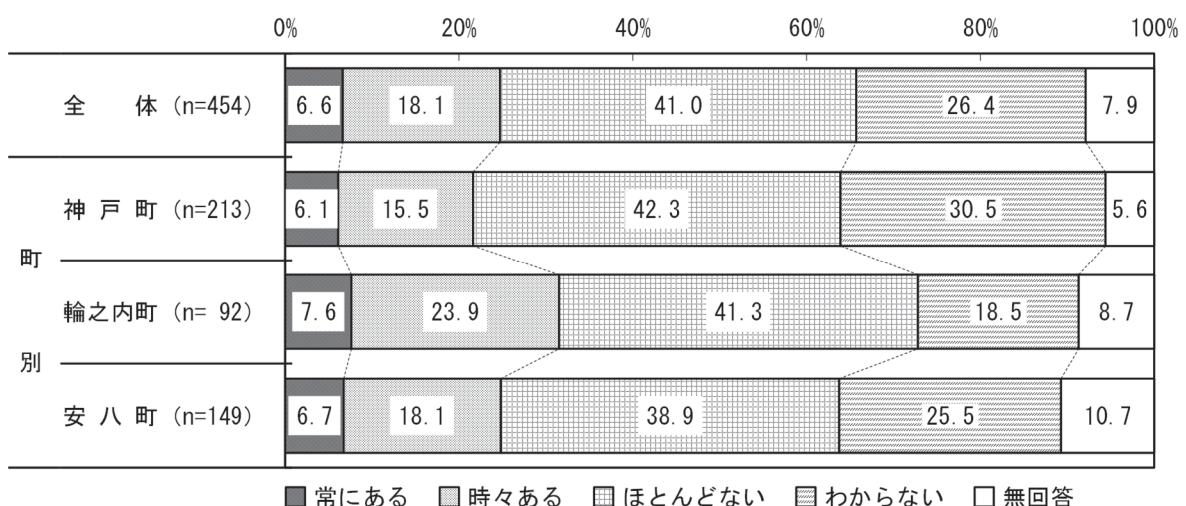
(5) 差別や権利擁護の状況

就労や就学において障がいのある人への理解が求められています。

そこで、障がいのある人が、日ごろ、差別や偏見を感じているかについては、「常にある」(6.6%)と「時々ある」(18.1%)を合わせた《感じている》は24.7%で、「ほとんどない」(41.0%)より10%以上低くなっています。

なお、これを町別にみると、輪之内町では《感じている》が3割を超えて高くなっています。

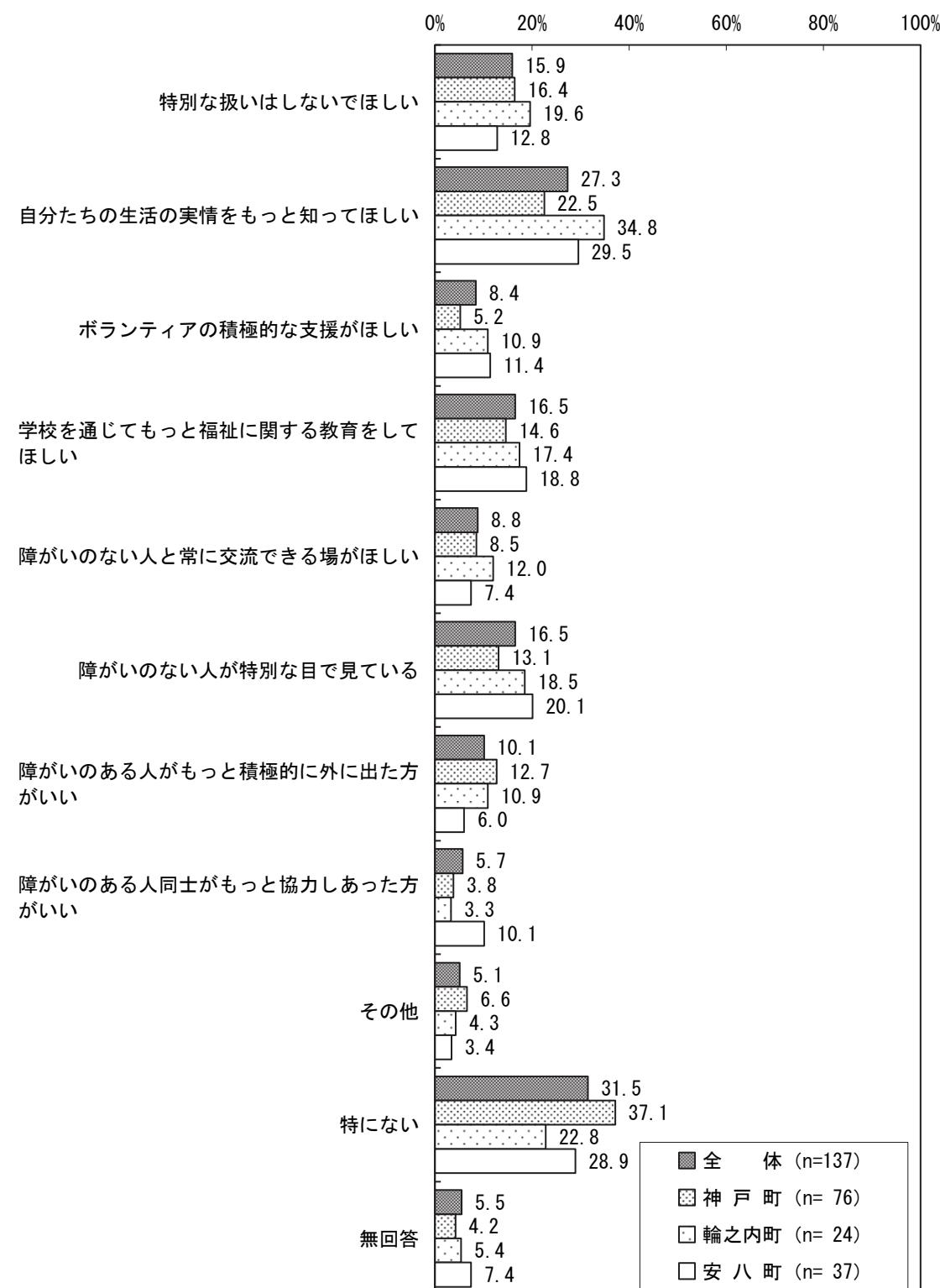
図表2-41 差別や偏見



日ごろの差別や偏見に対し、どのように感じているかたずねたところ、「特にない」(31.5%)を除いては、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」が27.3%と最も高く、次いで、「学校を通じてもっと福祉に関する教育をしてほしい」「障がいのない人が特別な目で見ている」がそれぞれ16.5%などとなっています。

なお、これを町別にみると、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」で輪之内町が比較的高くなっています。(図表2-42)

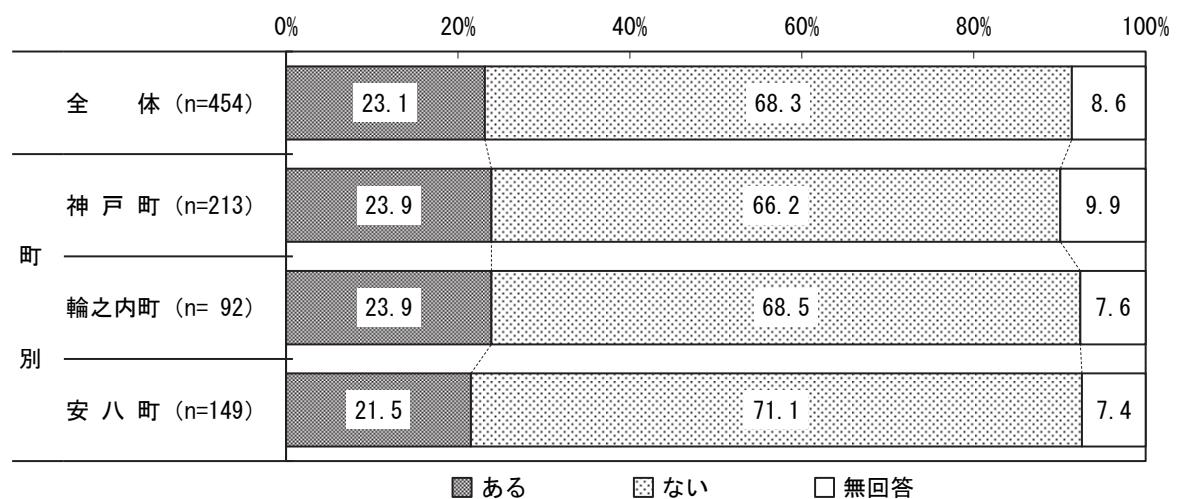
図表2-42 差別や偏見などに対する意向（複数（3つまで）回答）



虐待を受けたり、見たり、聞いたりしたことがあるかたずねたところ、「ある」は23.1%で、「ない」は68.3%となっています。

なお、これを町別にみても、ほぼ同じような状況となっています。

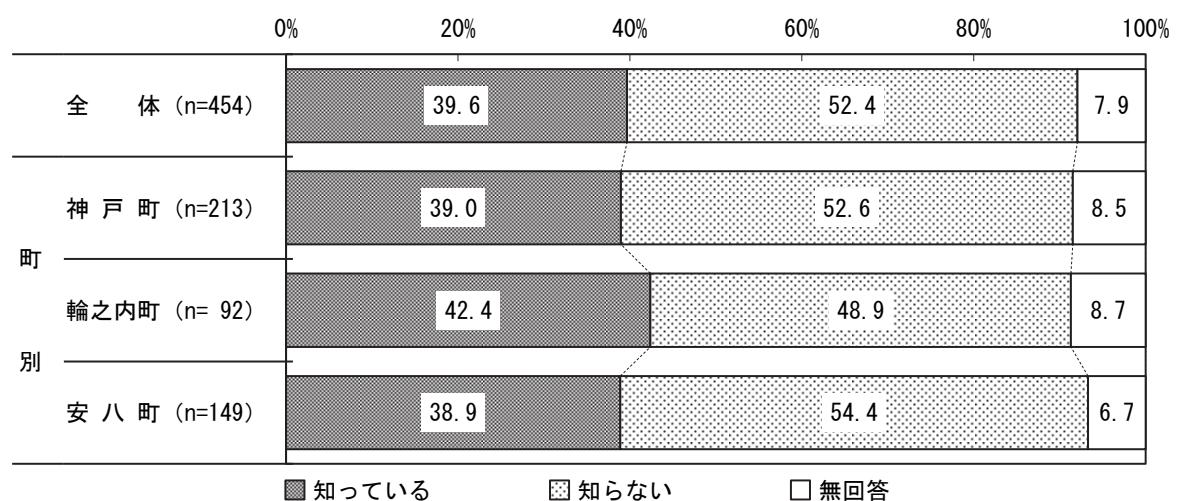
図表2-43 障がい者虐待の状況



成年後見人制度を知っているかたずねたところ、「知っている」は39.6%で、「知らない」の52.4%より、10ポイント以上低くなっています。

なお、これを町別にみると、輪之内町で「知っている」と「知らない」の差が10ポイント以下となっています。

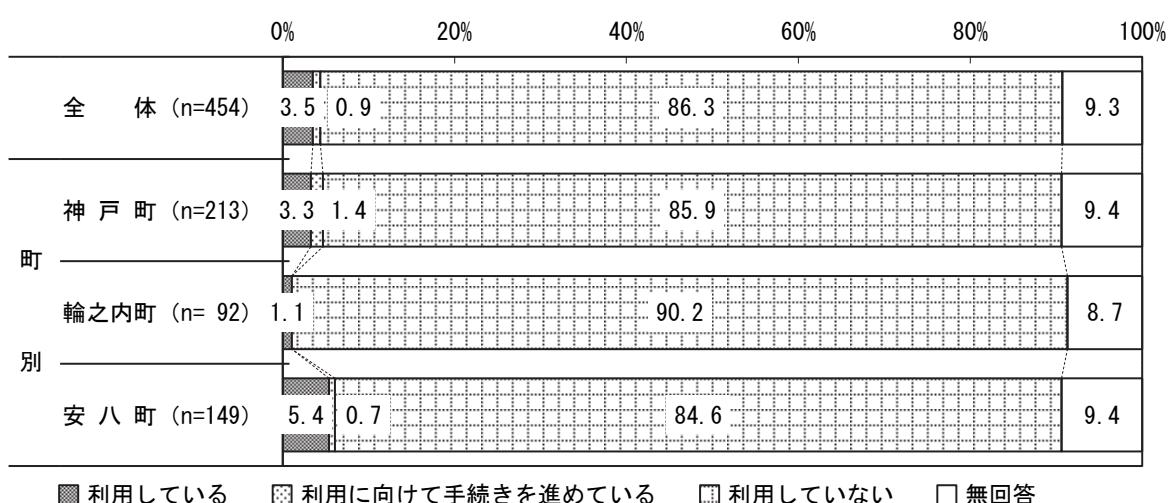
図表2-44 成年後見人制度の認知度



成年後見制度の利用については、「利用している」が3.5%、「利用に向けて手続きを進めている」が0.9%にとどまっており、「利用していない」は86.3%に及んでいます。

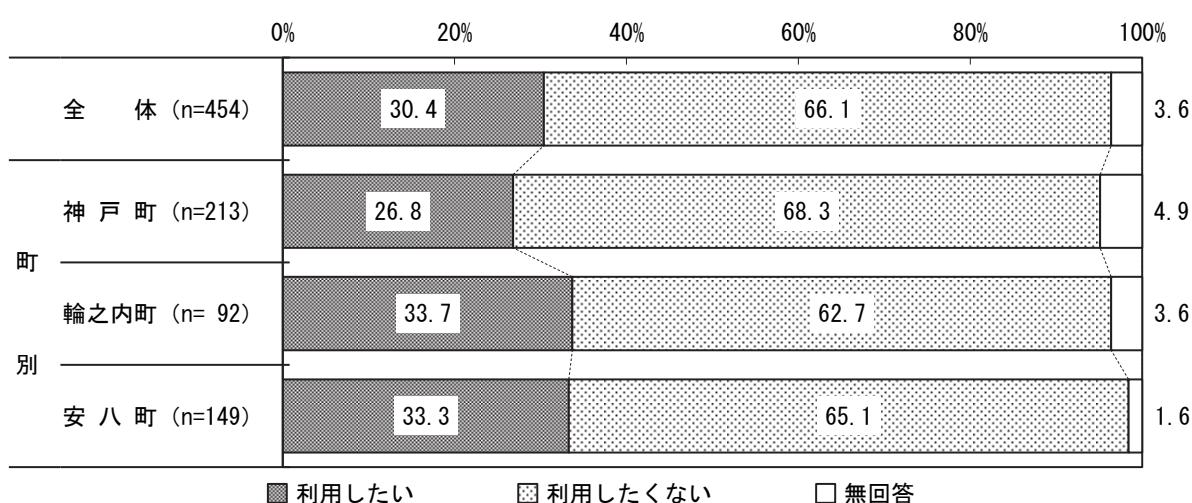
なお、これを町別にみると、比較的認知度が高めの輪之内町で「利用している」がわずか1.1%となっています。今後は、制度の内容もさることながら、制度の必要性や問題点なども周知し、制度への理解や後見人の確保を図っていく必要があります。

図表2-45 成年後見制度の利用状況



成年後見人制度を「利用していない」人に今後制度を利用したいかたずねたところ、「利用したい」が30.4%ある一方、「利用したくない」は66.1%と高くなっています。

図表2-46 成年後見人制度の利用希望

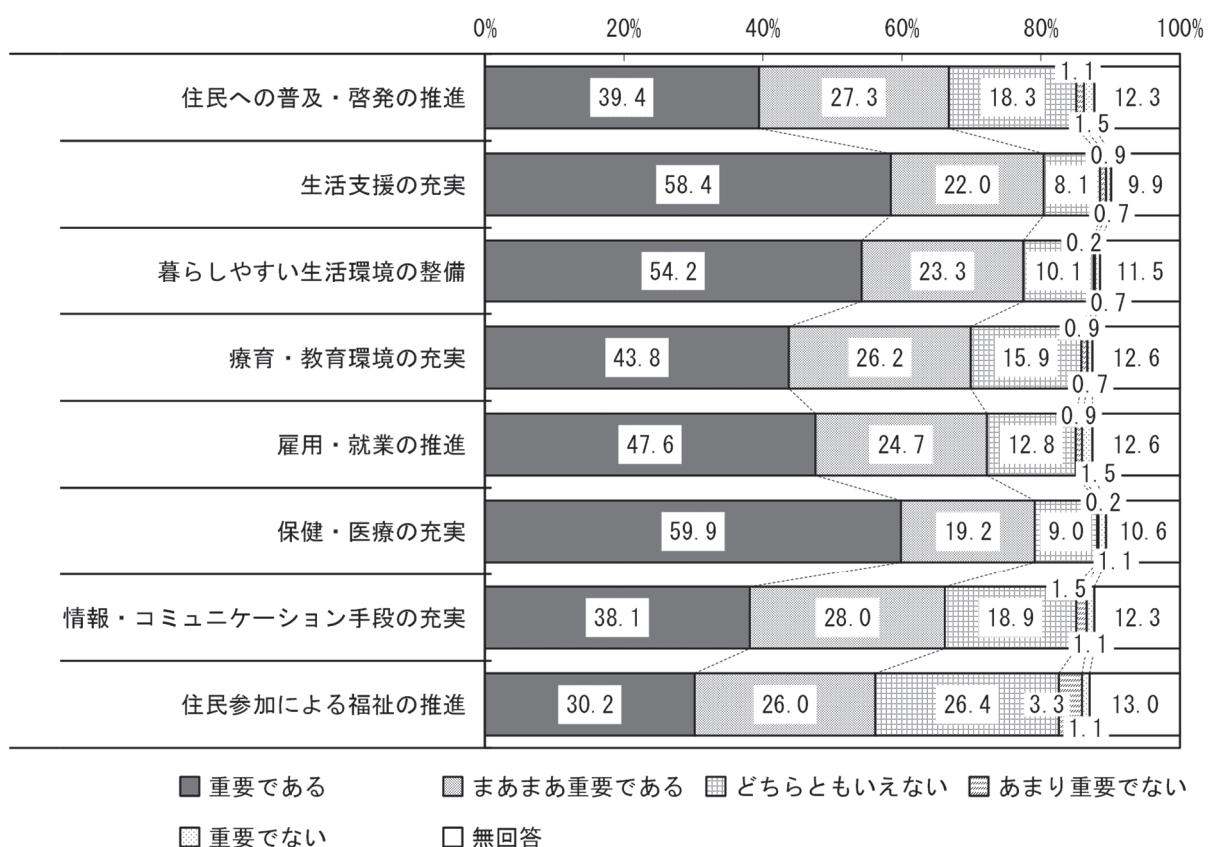


(6) 今後の福祉の取り組み

今後の福祉の取り組みとして重要なことをたずねたところ、「重要である」と「まあまあ重要である」を合わせた《重要である》は、「生活支援の充実」が80.4%と最も高く、次いで、「保健・医療の充実」が79.1%、「暮らしやすい生活環境の整備」が77.5%、「雇用・就業の推進」が72.3%、「療育・教育環境の充実」が70.0%などとなっています。

「生活支援の充実」や「保健・医療の充実」といった日常生活に関する項目が上位を占めていますが、「暮らしやすい生活環境の整備」や「雇用・就業の推進」などの社会生活に関する項目も7割以上となっており、重要な取り組みと認識されています。引き続き、福祉サービスを中心に障がいのある人の日常生活や社会生活の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

図表2-47 今後の福祉の取り組みとして重要なこと



第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

障害者権利条約などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

平成28年に施行された障害者差別解消法をはじめ、障害者基本法や障害者総合支援法、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」などは、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざしています。

これらの根底には、障がいのある人が日常生活や社会生活の中で大変な思いをしているのは、その人自身の障がいが問題なのではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」の考え方があります。

安八郡においても、これまで、障がいがある人もない人も共に支え合い、安心して暮らしていく地域社会こそが自然なあり様であるとの考え方のもと、障がいのある人にとって住みやすく、活動しやすい地域社会の実現をめざし、各町において障がい者施策の推進を図ってきました。

この計画においても、この考え方を継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのある人もない人も誰もが共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

2 基本的視点

(1) 障がいのある人の権利の尊重

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、権利の侵害を防止する必要があります。また、活動を制限している社会的障壁の除去、すなわち、施設や移動、情報のバリアフリー化を推進するなど、環境整備を図る必要があります。

そのため、障害者権利条約や障害者基本法の理念を尊重し、障がいのある人を地域社会の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

(2) 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援

基本理念の実現に向けては、外見からはわかりにくい障がいなどの特有の事情を考慮する必要のあるものを含め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにより、障がいの特性に応じた支援を行う必要があります。また、障がいのある女性や児童などに対しては、複合的に困難な状況に置かれることに留意するとともに、意思表明が困難な障がいのある人に対しては、孤立化の防止等の支援を行う必要があります。

そのため、障がいのある人の性別や年齢、障がいの特性、状態等、個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

(3) 障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が、生涯のあらゆる機会を通じて必要な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなどの各分野の施策を総合的に展開するとともに、切れ目がない支援を行う必要があります。また、多様な暮らし方、学び方、働き方等に応じ、可能な限り、障がいのある人自らの決定に基づき支援を受けられるよう、支援に関する情報の提供や相談支援等を行う必要があります。

そのため、障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、必要な連携を通じた総合的かつ継続的な障がい者施策の策定・推進を図ります。

③ 基本目標

この計画では、基本理念「誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり」のもと、引き続き、次の4つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進

障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して日常生活や社会生活をおくるためには、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組むとともに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組みます。また、地震や集中豪雨による大規模災害、新型コロナウイルスの発生などにより、防災や感染症対策に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害や感染症から守る取り組みを推進します。

(2) 社会参加支援の充実

障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して社会生活をおくるためには、障がい児の療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいの有無にかかわらず、互いに支えあい活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がいのある児童の療育・教育の段階からの支援の充実に重点的に取り組むとともに、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につながるよう継続的に支援します。なお、社会参加を円滑に進められるよう、外出支援に努めます。

(3) 日常生活支援の充実

障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して日常生活をおくるためには、住み慣れたところで生活を持続していくための福祉サービスが必要となります。

そのため、相談支援体制の充実や障害福祉サービス等の提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、これらの支援にあたっては、3町が連絡調整を図り、対応することとし、必要に応じて、岐阜県や西濃圏域市町と連携して取り組みます。

(4) 医療・保健・福祉の連携による支援の充実

障がいのある人が、地域社会の一員として、安心して日常生活をおくるためには、健康を維持、増進していくための医療・保健サービスが必要となります。

そのため、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、障がいに応じた適切な医療・保健、リハビリテーション等につなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組みます。

4 施策体系

4つの基本目標のもと、次の16の施策とその基本方針（第4章）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策
誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり	1 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 理解の啓発と配慮の促進
		(2) 権利の擁護と虐待の防止
		(3) 人にやさしいまちづくりの推進
		(4) 情報提供の充実
	2 社会参加支援の充実	(5) 地域・ボランティア活動の促進
		(6) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策等）
		(1) 療育・教育の充実
		(2) 就労の促進
	3 日常生活支援の充実	(3) スポーツや文化芸術活動の促進
		(4) 外出や移動の支援
		(1) 身近な相談支援体制の充実
		(2) 地域生活支援・サービスの充実
	4 医療・保健・福祉の連携による支援の充実	(3) 施設入所者等へのサービスの質と居住環境の向上
		(4) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進
		(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実
		(2) 医療・リハビリテーションの充実

第4章

施策の基本方針

1 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 理解の啓発と配慮の促進

障がいや障がいのある人に対する理解はいまだに十分ではなく、ゆえに障がいのある人に対する配慮も十分ではありません。障がいのある人に対する理解については、教育・保育の段階から啓発していく必要があります。また、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表明があつた場合とされていますが、意思表明のあるなしなどにかかわらず、適切な配慮があれば、障がいのある人は、安心して日常生活や社会生活をおくることができます。

【基本方針】

- 学校等における福祉教育や障がいのある児童とない児童との交流を推進します。
- 「障害者週間」等を通じた広報活動や障がい者関係団体と連携した啓発活動など、障がいのある人に対する理解の啓発と配慮の促進に取り組みます。

図表4－1 障がいのある人に関する主な啓発行事等

時 期	名 称	概 要	主催等
毎年4月2日	自閉症啓発デー	国連総会で定められたもので、この日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、各地のシンボル的な建物等をブルーにライトアップする取り組みなど、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のための啓発活動を実施。	厚生労働省、発達障害情報・支援センター、一般社団法人日本自閉症協会
毎年9月	障害者雇用支援月間	事業主のみならず、広く国民に対し、障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、厚生労働省や都道府県と協力し、障害者雇用優良事業所の顕彰や月間ポスターの募集などの啓発活動を実施。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
毎年10月中下旬	精神保健福祉普及運動期間	広く国民に対し、精神保健福祉に関する知識の普及や理解の促進等を図るため、地方公共団体と連携し、相談会や各種啓発活動を実施。	厚生労働省
毎年12月3日～9日	障害者週間	障害者基本法に定められているもので、国、地方公共団体、関係団体等においては、作文やポスターの募集、作品展の開催など、さまざまな意識啓発に係る取り組みを実施。	障害者施策推進本部（内閣府）

図表4－2 障がい者団体の活動状況（令和2年4月1日現在）

団体名	会員数（人）	主な活動内容
神戸町	身体障害者福祉協会 安八支部神戸分会	90 身体障がいのある人の生きがいと自立をめざした活動
	神戸町心身障がい児者育成会	21世帯 知的障がいについて理解や社会参加と自立をめざした活動
	神戸町たんぽぽ学園親の会	46 保護者同士の交流、奉仕や啓発などの活動
輪之内町	身体障害者福祉協会 安八支部輪之内分会	108 身体障がいのある人の生きがいと自立をめざした活動
	輪之内町たんぽぽの会	16 会員の福祉増進と会員相互の親睦、地域福祉の向上をめざした活動
	輪之内町発達支援教室 そら親の会	21 発達支援教室「そら」通所児の保護者同士の交流と親睦を深め、子どもの経験を広げ、発達を促すための活動
安八町	身体障害者福祉協会 安八支部安八分会	97 身体障がいのある人の生きがいと自立をめざした活動
	つくしんぽの会	32 会員の福祉増進と会員相互の親睦、地域福祉の向上をめざした活動
	ひかりの里保護者会	19 安八町社会就労センター「ひかりの里」通所者の保護者同士の交流、奉仕や啓発などの活動

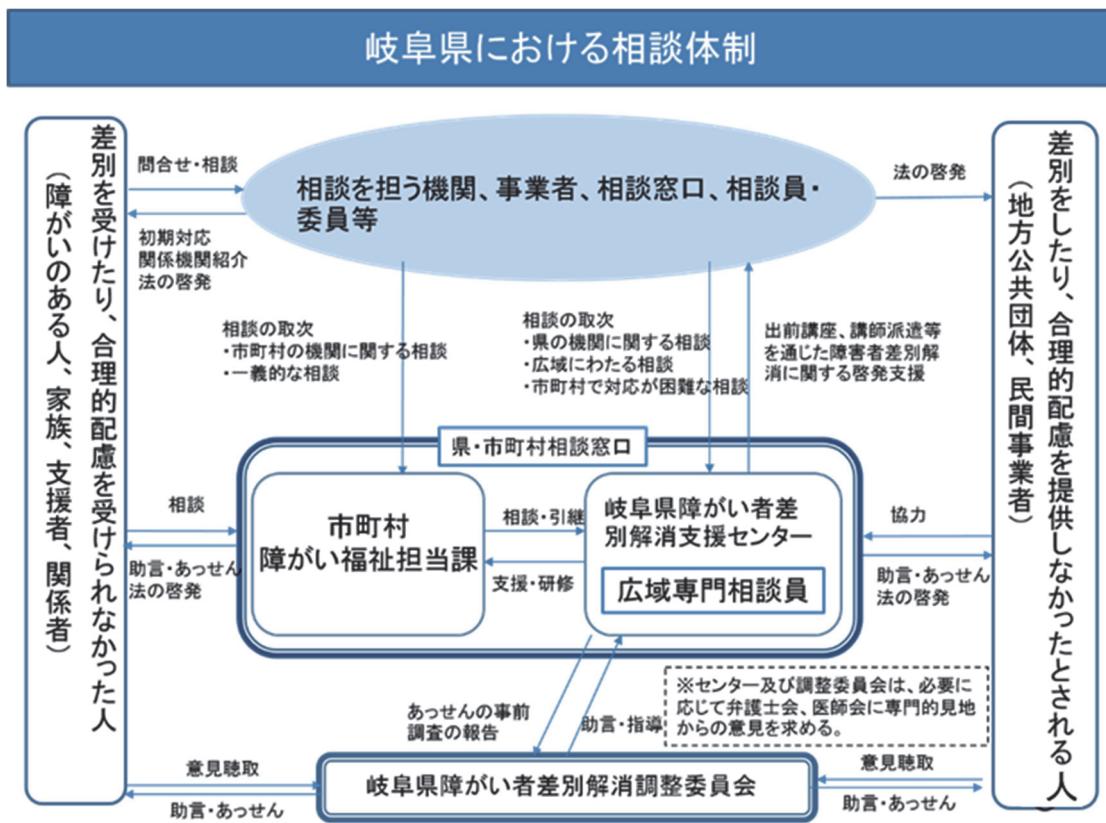
(2) 権利の擁護と虐待の防止

平成24年（2012）に障害者虐待防止法、平成28年（2016）には障害者差別解消法が施行されたものの、いまだに障がいを理由とした差別や偏見を感じる障がいのある人がいます。また、障がいのある人の権利をおびやかすような言動や虐待も認められています。平成28年（2016）には成年後見制度利用促進法が施行され、障がいのある人の財産等を守る取り組みの推進も求められています。これらの法令が順守されたり、制度が適正に利用されることにより、障がいのある人は、安心して日常生活や社会生活をおくることができます。

【基本方針】

- 岐阜県障がい者差別解消支援センターなどと連携し、障がいのある人やその家族等からの相談等に対応するとともに、各町職員の配慮ある対応に努めます。
- 障がいのある人の権利や財産等を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

図表4－3 岐阜県における障がいを理由とする差別に関する事案の解決の仕組み



資料：岐阜県障がい者差別解消支援センター

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会において主体的に活動できるようにするためには、公共施設や公共交通機関、道路などの公共空間における活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

【基本方針】

- 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。
- 障害者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）やヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の普及や正しい理解の啓発に努めるなど、心のバリアフリーを推進します。

図表4-4 障がい者に関するマーク



障害者のための 国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力ををお願いします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。

特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

問い合わせ 公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会
TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523



盲人のための 国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力ををお願いします。

問い合わせ 社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
TEL : 03-5291-7885



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課
TEL : 03-3581-0141 (代)



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課
TEL : 03-3581-0141 (代)



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことと言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

問い合わせ 厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力ををお願いします。

問い合わせ 一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046



オストメイト用設備／ オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者をいいます。

このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力を願います。

問い合わせ 公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団
TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674



「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭

遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していないなくても、声をかけてサポートをしてください。

問い合わせ 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613



手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

問い合わせ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

資料：内閣府



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力を願います。

問い合わせ 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
TEL：080-4824-9928



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

問い合わせ 東京都福祉保健局障害者施策推進部
計画課社会参加推進担当
TEL：03-5320-4147



筆談マーク

耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

問い合わせ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

(4) 情報提供の充実

障がいのある人が地域社会において主体的に活動できるようにするためにには、障がいのある人が、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにするとともに、特に、視覚や聴覚等の障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

【基本方針】

- 障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。
- 障がいのある人が生活する上で適切な意思疎通が図られるよう、岐阜県聴覚障害者協会などと連携して手話通訳者等の派遣に取り組むなど、障がいの特性などに配慮した支援に努めます。

図表4－5 意思疎通支援者の登録状況（令和2年4月1日現在）

単位：人

	手話通訳者	要約筆記者	要約筆記奉仕員
岐阜県	153	51	28
安八郡	1（輪之内町）	—	—

資料：岐阜県聴覚障害者協会

(5) 地域・ボランティア活動の促進

障がいの有無にかかわらず、身近な地域住民相互の関係は希薄化しつつあり、大規模災害などの発生時における助け合い活動などを促進するため、平時からの自発的な関係づくりが求められています。特に、障がいのある人にとっては、大規模災害などの発生時における助け合い活動のみならず、平常時からの見守り活動やボランティア活動などを通じた身近な地域住民とのつながりを強化していくことにより、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

- 社会福祉協議会などの関係団体と連携し、障がいのある人の見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促進します。

図表4－6 障がいのある人を支援するボランティア団体の活動状況（令和2年4月1日現在）

団体名	会員数（人）	主な活動内容
手話教室（輪之内町）	8	手話に関する技術の習得
輪之内手話サークル たんぽぽの輪	5	手話に関する技術の習得

(6) 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策等）

近年、甚大な被害を及ぼす地震や集中豪雨などによる災害、新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、障がいのある人の生命や生活に重大な影響を及ぼしています。障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、大規模災害の発生や感染症の流行のほか、火災や事故、犯罪に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を確保する必要があります。

【基本方針】

- 避難行動要支援者の個別支援計画の作成など、防災対策の一層の推進に取り組むとともに、関係機関と連携し、感染症に関する情報の提供や感染拡大防止の対策に努めます。
- 消防体制の充実に取り組むとともに、警察など関係機関との連携を図り、火災や事故、犯罪に関するトラブルなどから障がいのある人を守ります。

図表4－7 避難行動要支援者個別支援計画作成者数（令和2年4月1日現在） 単位：人

対象者数	個別支援計画作成者数	作成率(%)
神戸町	546	228
輪之内町	325	36
安八町	205	160

2 社会参加支援の充実

(1) 療育・教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会において主体的に活動し、安心して暮らせるようにするためにには、障がいのある児童への支援の充実とともに、学校等における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

特に、発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育・保育・教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

また、学校等においては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育の推進が求められています。このような、共に学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

【基本方針】

- 障がいのある児童への切れ目のない支援の実現に向け、障害児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなど充実を図ります。
- 学校等における児童生徒の心や施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育を推進します。
- 特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。

図表4－8 障害児通所支援の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	神戸町立たんぽぽ学園 輪之内町発達支援教室そら 安八町立あすなろの園 げんき（安八町） キッズボンド安八（安八町）
医療型児童発達支援	肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援や治療を行う。	— ※県内の事業所
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行う。	— ※県内の事業所

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に対し、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	放課後等デイサービス タイムケア（神戸町） げんき（安八町） キッズボンド安八（安八町）
保育所等訪問支援	訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所や幼稚園等を訪問し、集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行う。	— ※西濃圏域等の事業所

(2) 就労の促進

障がいのある人が地域社会において主体的に社会生活をおくるためにには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。さらには、一般就労を望む障がいのある人が民間企業などで働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

【基本方針】

- 障害福祉計画に基づき、就労継続支援（A型・B型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上をめざし、障がい者就労施設等の物品や役務の優先調達に努めます。
- 西濃圏域の市町等と連携し、就労移行支援や就労定着支援などを通じて障がいのある人の働く意欲の醸成を図り、一般就労機会の拡大に努めるとともに、ハローワークや西濃障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、民間企業などにおける雇用機会の拡大を促します。
- 各町役場においても、障がいのある人の雇用に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。

図表4－9 障害福祉サービス（就労系）の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	— ※西濃圏域等の事業所
就労継続支援（A型）	一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	日吉の森（神戸町） エフピコ愛パック株式会社 岐阜選別センター（輪之内町）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
就労継続支援（B型）	一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。	輪之内町障害福祉サービス事業所たんぽぽの里 安八町社会就労センターひかりの里
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う。	— ※西濃圏域等の事業所

(3) スポーツや文化芸術活動の促進

令和3（2021）年には東京でのパラリンピックの開催が予定されており、聴覚障がいのある人のデフリンピックや知的障がいのある人などのスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。また、平成30（2018）年に障害者文化芸術推進法が施行されるなど、文化芸術面においても、障がいのある人の個性と能力の発揮や社会参加がこれまでにも増して求められています。

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化芸術活動に参加し、生きがいを持って、地域社会の主体として暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

【基本方針】

○岐阜県障害者スポーツ協会などと連携し、障がい者スポーツの普及を図り、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。

○岐阜県障がい者芸術文化センターなどと連携し、障がい者アートの普及を図り、障がいのある人が文化芸術に親しむための環境づくりに取り組むとともに、生涯学習の推進に努めます。

図表4-10 岐阜県の障がい者スポーツ・芸術文化機関の概要

機関名	概 要	主要行事等
岐阜県障害者スポーツ協会	岐阜県や県内市町村、関係機関・団体と連携し、障がいのある人が、「いつでも、誰でも、どこでも、気軽に」参加できるスポーツの環境づくりを推進するため、各種事業を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国障害者スポーツ大会関連事業の実施、岐阜県障害者スポーツ大会等の開催 ・障がい者アスリート育成支援 ・指導者やボランティアの養成 ・スポーツ用具の貸し出し ・広報・啓発活動 など

機関名	概 要	主要行事等
岐阜県障がい者芸術文化センター (tomoniアートサポートセンター)	平成30年に障がい者芸術文化活動における中核的支援機関としてぎふ清流文化プラザ1階に開設。障がいのある人やその家族、障がいのある人の芸術文化活動を支援する事業所等の芸術・文化活動を支援。	・オープナトリエの開設 ・ワークショップの開催 ・展覧会の開催 ・アートサポート養成研修の開催 など

(4) 外出や移動の支援

障がいのある人が就労し、または、スポーツや文化芸術活動に参加するためには、外出や移動を円滑にするための支援が必要となります。

障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、施策の推進を図ります。

【基本方針】

○障害福祉計画に基づき、外出支援サービスの充実を図るとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

図表4-11 各町における外出支援施策の概要

事業名	事業概要	実績額 (令和元年度)
神戸町 ばらタクサービス事業	自宅等から町内目的地へのタクシーによる移送サービス（1乗車一人につき1回200円で乗車可）で、町内タクシ一事業者（2社）に委託して実施。 【対象】 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者・指定難病患者	23,903千円
輪之内町 輪之内町デマンドバス	身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその随伴者は、半額（100円）で運行。	—
安八町	安八町コミュニティバス（アンビーバス）	身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、無料で運行。
	安八温泉保養センター	身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者は、入館料無料。

3 日常生活支援の充実

(1) 身近な相談支援体制の充実

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活をおくるために、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するとともに、住み慣れたところで生活を持続していく障害福祉サービス等を円滑に利用するための相談支援体制の充実が求められています。

【基本方針】

○各町の基幹相談支援センター（※）を中心に関係機関との連携を図ることにより、障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた相談支援体制の充実に努めます。

○身体・知的障害者相談員等を配置するなどし、障がいのある人の生活等に関する各種相談に対応します。

※地域における相談支援事業所間の連絡調整や関係機関との連携を図り、障がいのある人などの相談に応じたり、情報提供等を行う相談支援の中核的な役割を担う機関で、神戸町は一部業務を「特定非営利法人とーたす」、輪之内町は「輪之内町社会福祉協議会」、安八町は「安八町社会福祉協議会」が担っています。

図表4-12 相談支援の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
計画相談支援	障害福祉サービスなどを利用するためのサービス等利用計画を作成し、利用開始以後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行う。	特定相談支援事業所わのうち（令和2年5月1日開設） 安八町相談支援事業所ひかりみらい（安八町）
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談に応じる。	— ※西濃圏域等の事業所
地域定着支援	施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行う。	— ※西濃圏域等の事業所
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行う。	神戸町子ども相談支援センター「相談室たんぽぽ」 安八町相談支援事業所ひかりみらい（安八町）

図表4-13 各種福祉相談員等の配置状況（令和2年4月1日現在）

単位：人

	身体障害者相談員	知的障害者相談員	福祉（推進）委員	民生委員・児童委員
神戸町	3	1	54	34
輪之内町	3	1	58	18
安八町	3	1	—	27

(2) 地域生活支援・サービスの充実

障がいのある人が住み慣れたところで安心して日常生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護などの訪問系サービス、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービスのほか、地域生活を支える補装具や日常生活用具などによる支援など、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

なお、障害福祉サービス等の適切な提供にあたっては、人材の育成と確保を促進するなど、質と量の向上を図ることが求められています。

また、障がいの重度化や重複化への対応に加え、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後（親など家族の加齢に伴い支えることができなくなった状態を含む）などを見据えた対応も求められています。

【基本方針】

- 障害福祉計画に基づき、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、補装具や日常生活用具などの日常生活支援に関する施策を推進します。
- 岐阜県やハローワークなど関係機関と連携し、福祉人材の確保を図るとともに、サービス提供事業所における人材の育成を促進します。
- 障がいのある人の高齢化、重度化に加え、親なき後に備え、西濃圏域の市町等と連携し、支援体制の整備に努めます。

図表4-14 障害福祉サービス（訪問系サービス）の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事、通院等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。	神戸町訪問介護ステーション 特定非営利活動法人とーたす (神戸町) プランニングケアステーション (安八町)
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行う。	神戸町訪問介護ステーション 特定非営利活動法人とーたす (神戸町) プランニングケアステーション (安八町)
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の援助を行う。	— ※西濃圏域等の事業所

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
行動援護	自己判断力が制限されている人(重度の知的障がいや精神障がいのある人で、危険回避ができない行動障がいに対する援護を必要とする人)が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行う。	特定非営利活動法人とーたす(神戸町)

図表4-15 障害福祉サービス（日中活動系サービス）の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
生活介護	常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人(施設入所者を含む。)に対し、主として昼間に、事業所等において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創造的活動、生産活動の機会等を提供する。	神戸町障がい者生活介護施設 もちのき園 輪之内町障害福祉サービス事業所たんぽぽの里
自立訓練（機能訓練）	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復等のための訓練を行う。	— ※県内の事業所
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上等のための訓練を行う。	— ※西濃圏域等の事業所
宿泊型自立訓練（生活訓練）	社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事等の日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行う。	— ※西濃圏域等の事業所
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の支援を行う。	— ※県内の事業所
短期入所 (ショートステイ) ※「福祉型」と「医療型」の2種類	居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	— ※西濃圏域等の事業所

図表4-16 補装具の利用状況（令和元年度）

		義手 義足	装具	座位 保持 装置	盲人 安全 つえ	義鏡 眼鏡	補聴 器	車 いす	電動 車 いす	座位 保持 いす	歩行 器	歩行 補助 つえ
神戸町	交付	—	4	4	1	1	3	3	—	1	1	—
	修理	—	—	1	—	—	—	8	—	—	—	—
輪之内町	交付	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	修理	3	—	2	—	—	3	1	—	—	—	—
安八町	交付	—	5	—	—	—	2	—	1	—	—	—
	修理	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—

(3) 施設入所者等へのサービスの質と居住環境の向上

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があり、さらには、入所施設やグループホームにおけるサービスの質の向上とともに、自宅を含めた居住環境の向上が必要となります。

○障害福祉計画に基づき、西濃圏域の市町等と連携し、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）の充実とともに、サービス提供事業所における人材の育成を促し、サービスの質の向上を図ります。

○住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

図表4-17 障害福祉サービス（居住系サービス）の概要（令和2年4月1日現在）

サービス名	サービス内容	サービス提供事業所
自立生活援助	施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的や精神に障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応等を一定期間にわたり行う。	— ※県内の事業所
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行う。 ※昼間は日中活動系サービス等を利用。	— ※西濃圏域等の施設
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 ※昼間は日中活動系サービス等を利用。	— ※西濃圏域等の施設

(4) 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

障がいのある人が住み慣れたところで安心して日常生活をおくるためには、就労による工賃等が低いことから、経済的な支援が必要となります。

障がいのある人の手当としては、「特別児童扶養手当の支給に関する法律」に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当があります。

また、年金として、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障がい者になった場合に支給される障害基礎年金（1級977,125円/年、2級781,700円/年（令和2年4月1日現在））があります。

このほか、各町独自の給付金制度もあります。

○障がいのある人の日常生活を支えるため、諸手当や給付金等の経済的な支援を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

図表4-18 経済的な支援（諸手当・各町給付金等）の概要

	対象者	金額 (円)	受給者数（人）（令和元年度）		
			神戸町	輪之内町	安八町
特別障害者手当	重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳以上の在宅の人	月額 26,000	18	12	14
障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満の在宅の人	月額 14,140	11	8	11
経過的福祉手当	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けことができない在宅の人	月額 14,140	1	—	—
特別児童扶養手当	障がいがあるため、介護を必要とする20歳未満の人を養育している父・母または養育者	1級（重度）	月額 49,900	18	9
		2級（中度）	月額 33,230	13	13
					17

※上記諸手当は国の制度（令和2年4月1日現在）です。

第4章 施策の基本方針

	対象者	金額（円）	受給者数（人） (令和元年度)	
心身障害者 福祉給付金 (神戸町)	身体・知的・精神障がいのある 人または原子爆弾被爆者	身障1・2 級 療育A1・A2 精神1・2 級 原子爆弾被爆者	年額 24,000	546
		身障3 級 療育B1 精神3 級	年額 12,000	210
身体障害児 援護給付金 (神戸町)	身体・知的障がいのある18歳 未満の児童（満18歳以上の者 で就学猶予等のため義務教育 中の者を含む）	身障1～3 級 療育A1・A2	年額 14,000	16
		身障4～6 級 療育B1・B2	年額 10,000	27
障がい児援 護給付金 (輪之内町)	身体・知的障がいのある18歳 未満の人	身障1・2 級 療育A1・A2	年額 10,000	9
		身障3 級 療育B1・B2	年額 5,000	17
知的・精神障 がい者援護 給付金 (輪之内町)	知的・精神障がいのある人	療育A1・A2	年額 10,000	20
		療育B1・B2 精神1～3 級	年額 5,000	57
重度心身障 害者福祉年 金 (安八町)	身体・知的・精神障がいのある 人	身障1・2 級 療育A1・A2 精神1・2 級	年額 12,000	343
		身障3 級 療育B1	年額 6,000	139

※上記給付金等は各町の独自制度（令和2年4月1日現在）です。

4 医療・保健・福祉の連携による支援の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見の充実

障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。特に、発達に遅れや障がいのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。また、ストレスなどによるうつ病など、心の病を抱える人の増加に対応するため、心の健康づくりに関する取り組みを推進する必要があります。

【基本方針】

○健康診査などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、適切な治療や支援につなげるとともに、岐阜県西濃保健所や企業等と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

図表4-19 健（検）診の概要

種類	内容	受診率・受診者数（令和元年度）		
		神戸町	輪之内町	安八町
乳幼児健康診査	乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、視覚、聴覚、運動機能、発達等の障がい、その他の疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うもので、保健センターで実施。	乳児：99% 1歳6か月児：100% 3歳児：93.7% ※のびのび5歳児相談を実施	乳児：95.7% 1歳6か月児：91.8% 3歳児：94.2% 5歳児：93.2%	乳児：97.3% 1歳6か月児：98.9% 3歳児：99.2% 5歳児：98.6%
成人検診	大腸がん検診や肝炎ウイルス検診（ともに40歳以上）などを実施し、内蔵機能の障がいの原因となる疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うもので、保健センターや医療機関で実施。	大腸がん検診：1,840人 肝炎ウイルス検診：166人	大腸がん検診：917人 肝炎ウイルス検診：124人	大腸がん検診：1,567人 肝炎ウイルス検診：188人

(2) 医療・リハビリテーションの充実

障がいが発見された場合には、その障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。そのためには、医療費の負担軽減を図るとともに、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切な医療サービスを利用できるような環境づくりが必要となります。

【基本方針】

○障がいのある人が適切な医療サービスを利用できるよう、重度心身障害者等医療費助成などにより医療費の負担軽減を図るとともに、西濃圏域の医療機関と連携し、適切な医療サービスの提供に努めます。

図表4-20 重度心身障害者等医療費助成の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
神戸町	助成件数（件）	17,493	17,927	18,411	18,541	18,393
	助成額（千円）	89,548	89,501	88,458	86,663	83,603
輪之内町	助成件数（件）	9,177	9,380	9,141	8,876	9,020
	助成額（千円）	49,267	50,183	47,568	46,106	47,023
安八町	助成件数（件）	11,915	11,788	11,596	12,063	11,954
	助成額（千円）	66,794	65,829	65,042	64,173	62,245

第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障がい者施策を総合的に推進するためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・保健、雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が法律に位置付けられ、地域におけるネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置し、計画の推進に向けて取り組むとともに、地域が抱えるさまざまな課題について協議しています。また、計画の推進にあたっては、各町において関係部局との連携や町民との協働に努めます。

なお、安八郡各町は、岐阜県の「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの会員になっています。SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っているものです。第3期岐阜県障がい者総合支援プランでは、SDGsの達成に向けて計画の推進を図ることとしていることから、安八郡各町においても、岐阜県等と連携し、SDGsの達成に向けて障がい者施策の推進に努めています。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関等との緊密な連携を図るため、安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療・保健、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者団体の代表者などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

引き続き、自立支援協議会を通じて、関係機関等と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 障がいのある人の実態の把握

安八郡障がい者自立支援協議会等における協議等を通じて、障がい者団体等から意見を適宜聴取することにより、障がいのある人の実態やニーズなどの把握に努めます。

(2) 施策の進捗の把握と見直し

安八郡障がい者自立支援協議会等における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

第6章

資料

1 計画策定の経過

計画の策定に先立って、障がいのある人のニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施し、これにより把握した障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（安八郡障がい者自立支援協議会）より意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を聴取しました。

年 月 日	内 容
令和元年10月1日	令和元年度第1回障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（アンケート調査について）
令和元年11月15日～12月10日	アンケート調査
令和2年2月27日	令和元年度第2回障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（アンケート調査の結果について）
令和2年11月30日	令和2年度第1回障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（計画案について）
令和3年1月4日～2月5日	パブリックコメント（第4次安八郡障害者計画（案）及び第6期安八郡障害福祉計画・第2期安八郡障害児福祉計画（案）） → 9通（23件）
令和3年3月2日	令和2年度第2回障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（計画最終案について）
令和3年3月15日	「第4次安八郡障害者計画」の決定

2 安八郡障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、安八郡障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を安八郡3町で共同設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 安八郡障害者計画及び安八郡障害福祉計画・安八郡障害児福祉計画の作成、点検及び評価に関すること。
- (6) 障害者差別解消法に基づく紛争防止、解決等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 福祉・保健・医療の関係者
- (2) 民間企業の関係者
- (3) 障がい福祉事業の従事者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 相談支援事業者等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条** 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
 - 5 会議は原則公開とする。ただし、会長がそぐわないと判断したときは非公開とすることができる。
 - 6 会議は傍聴することができる。
 - 7 その他前2項に規定するもののほか、会議の公開や傍聴については、別に定める「安八郡障がい者自立支援協議会の会議及び傍聴取扱基準」による。

(部会)

- 第7条** 協議会は、具体的な課題や協議事項を検討するため、各町自立支援部会を設置する。

- 2 部会の運営に必要な事項は、各町が別に定める。

(秘密保持)

- 第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条** 協議会の庶務は、神戸町、輪之内町及び安八町が建制順に担当し、障がい福祉担当課において処理する。

- 2 庶務の任期は、2年とする。

(委任)

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月19日から施行する。
- 2 安八郡障がい者施策検討委員会設置要綱（平成18年8月25日施行）は、廃止する。
- 3 協議会設立後初めて選任される委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正後最初に庶務を担当する町は、安八町とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

③ 安八郡障がい者自立支援協議会委員名簿

自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

区分	役職名	氏名
福祉・保健・医療の関係者	安八郡医師会長 神戸町民生委員児童委員協議会長 輪之内町民生委員児童委員協議会長 安八町民生委員児童委員協議会長	◎ 西脇慶治 戸川賢一 小林洋子 金森憲
民間企業の関係者	東レ(株)岐阜工場総務課長	竹内澄人
障がい福祉事業の従事者	神戸町障がい者生活介護施設もちのき園長 障害福祉サービス事業所たんぽぽの里管理者 安八町ひかりの里所長	川崎保男 牧野久美 加藤正人
障がい者団体の代表者	身体障害者福祉協会安八郡支部長 神戸町心身障がい児者育成会長 輪之内町たんぽぽの里会代表 安八町障がい児者育成会会长	○ 佐藤宮雄 宇野睦 西脇重子 渡邊智子
相談支援事業者等の代表	相談支援事業所せせらぎ管理者・相談支援専門員 相談支援事業所ゆう 相談支援専門員 西濃障がい者就業・生活支援センター所長 ・主任就業支援ワーカー	西川真美 河瀬広子 山下美智恵

◎会長 ○副会長

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり
第4次安八郡障害者計画

発行年月 令和3年3月
発行者 安八町 福祉課
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地
TEL 0584-64-7104 FAX 0584-64-5014

